

千葉市の子ども・若者をめぐる現状と課題

令和元年11月

目 次

子ども・若者をめぐる現状	1
(1) 少子化の進行	1
(2) 核家族化の進行	4
(3) 女性の就業率の上昇	5
(4) 子育て家庭の状況	6
(5) 子育てに対する不安や負担	8
(6) 多様な子育てニーズ	11
(7) 特に支援を必要とする子どもやその家庭	17
(8) 子ども・若者の健やかな成長	24
「千葉市こどもプラン」新規・拡充事業の進捗状況	33
«平成30年度の事業評価総括»	33
統計・アンケート調査等から見える課題と今後の方向性	36
(1) 少子化、年少人口減少を改善、解消するために！	36
(2) 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）をかなえるために！	36
(3) 子育てに対する不安や負担の軽減、子育てを楽しく思えるように！	37
(4) 多様な子育てニーズに対応するために！	37
(5) 特に支援を必要とする子どもやその家庭のために！	38
(6) 子どもや若者が健やかに成長するために！	40

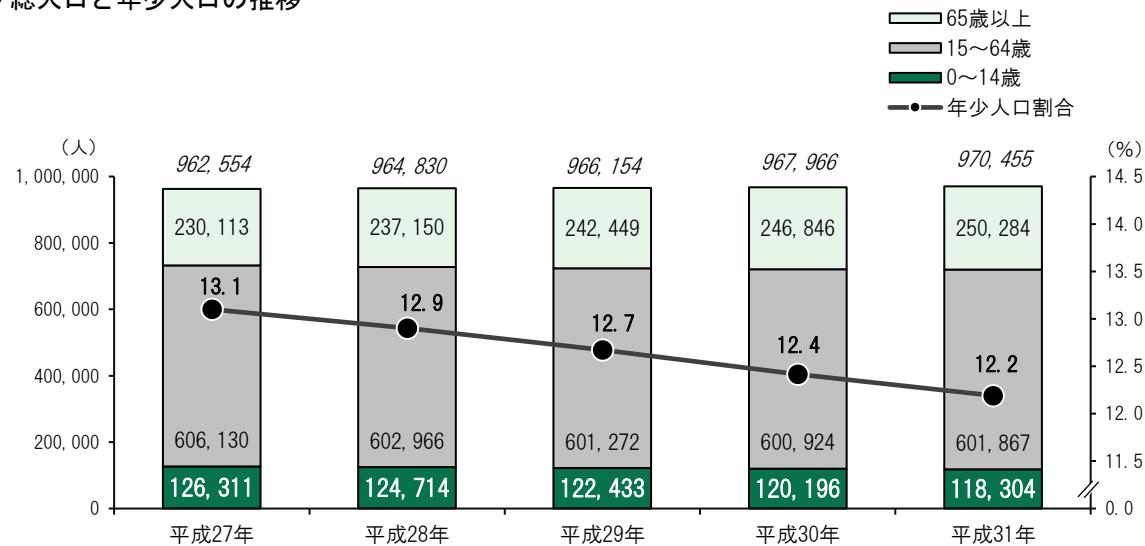
子ども・若者をめぐる現状

(1) 少子化の進行

① 年少人口割合

総人口はわずかに増加傾向となっていますが、年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加し、15~64歳の生産年齢人口、14歳以下の年少人口は減少傾向となっています。総人口に占める年少人口の割合は低下が続いている。

▼総人口と年少人口の推移

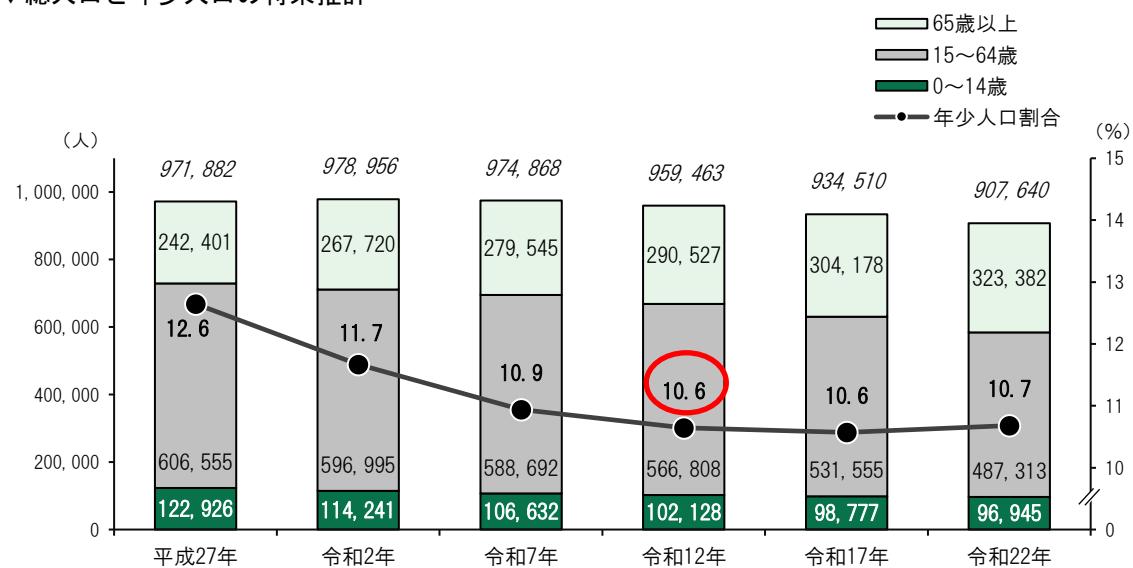


資料：住民基本台帳人口（各年3月31日）

② 人口の将来推計

総人口は、令和2年をピークに減少に転じると推計されています。年少人口割合は令和12年以降は10.6%程度まで低下する見通しとなっています。

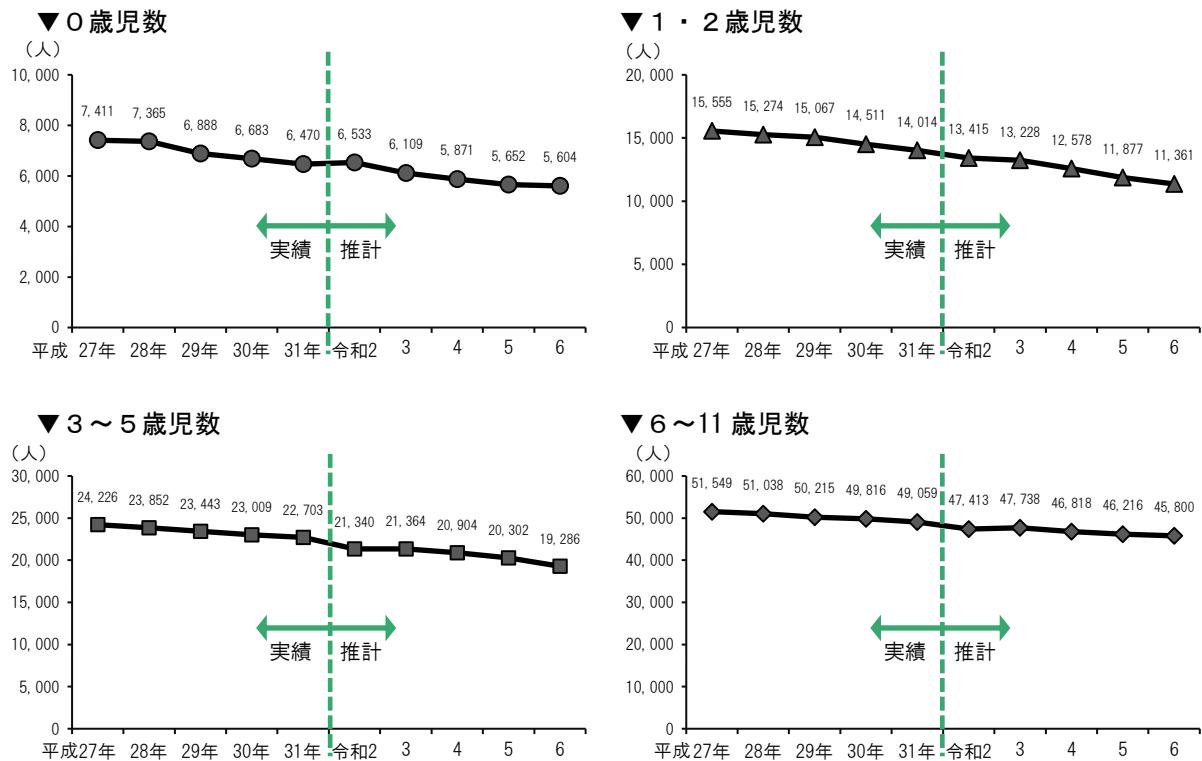
▼総人口と年少人口の将来推計



資料：千葉市将来推計人口 平成30年3月推計（政策企画課）
注）平成27年は国勢調査の人口等基本集計結果（確報値）

③ 児童数の推移

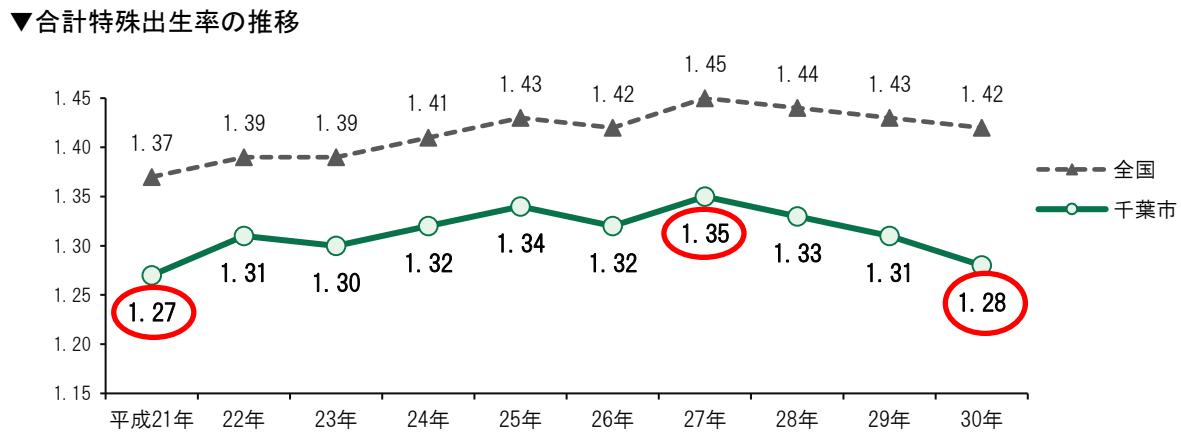
0歳から11歳の子どもの数はいずれも減少傾向にあり、特に0～2歳の減少が顕著となっています。



資料：平成27年～31年は住民基本台帳人口、令和2年～6年は市推計人口（各年3月31日時点）
(千葉市政策企画課調べ)

④ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成21年の1.27からは上昇し、平成27年は1.35まで上昇しましたが、その後再び低下し、平成30年は1.28となっています。全国より下回って推移しており、人口を維持すると言われる2.07とは大きな開きがあります。

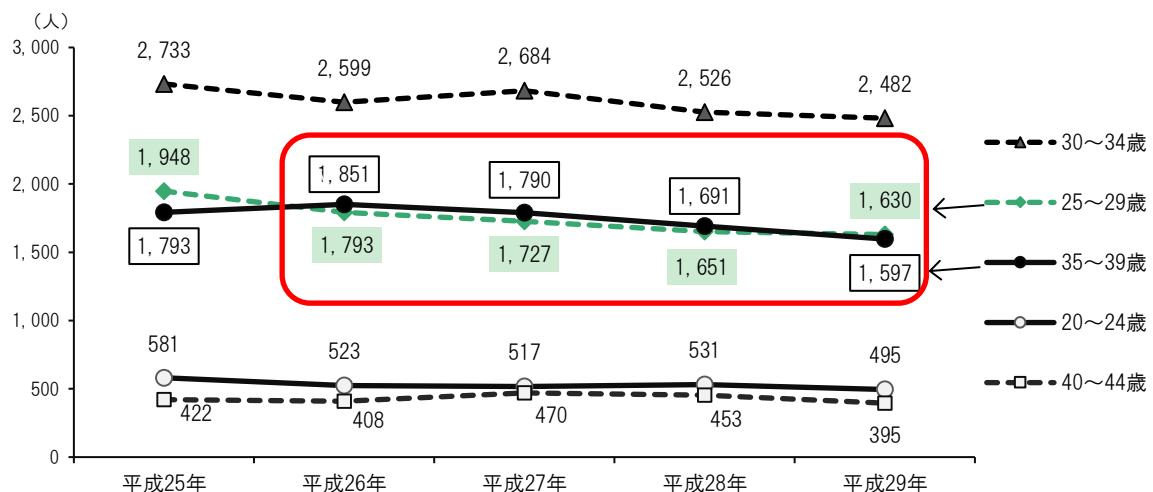


資料：全国は厚生労働省 人口動態統計、千葉市は千葉市保健統計

⑤ 母の年齢階級別出生数

25～29歳の出生数と35～39歳の出生数の差が小さく、平成26～28年は25～29歳の出生数より35～39歳の出生数が多くなっています。

▼母の年齢階級別出生数の推移

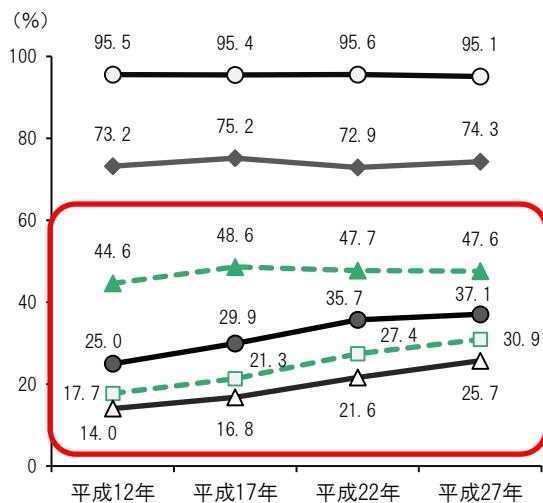


資料：千葉県衛生統計年報

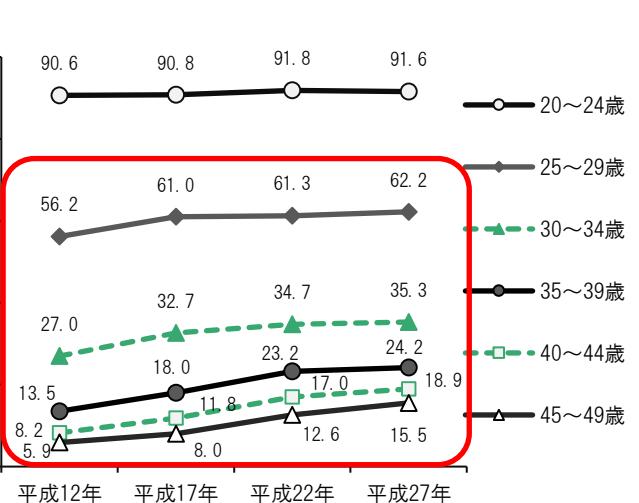
⑥ 未婚率

未婚率は、男性の35～49歳、女性の25～49歳で上昇傾向にあり、晩婚化、非婚化の傾向がうかがえます。

▼未婚率（男性）の推移



▼未婚率（女性）の推移



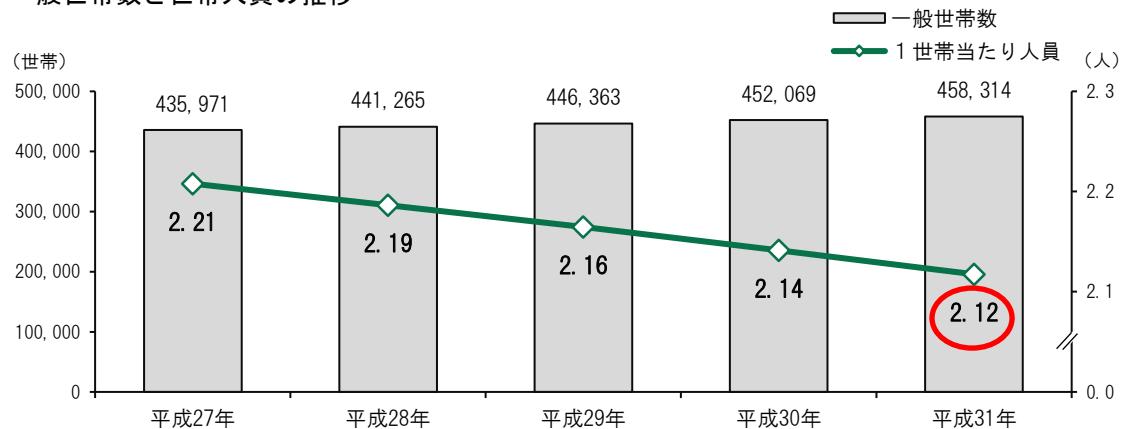
資料：総務省 国勢調査

(2) 核家族化の進行

① 1世帯当たり人員の減少

1世帯当たり人員は減少傾向にあり、2.12人となっています。

▼一般世帯数と世帯人員の推移

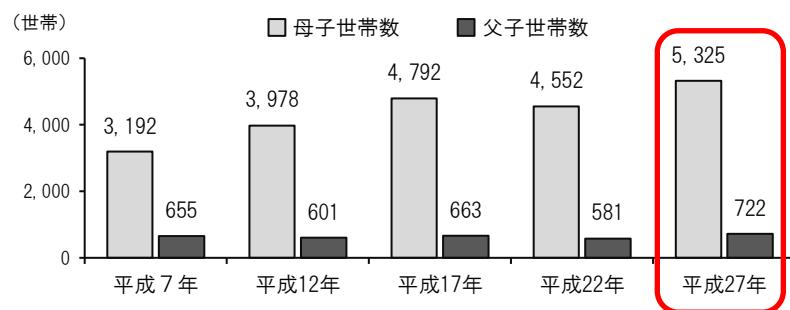


資料：千葉市町丁別人口及び世帯数（各年3月31日）

② 母子世帯数、父子世帯数の増加

母子世帯数、父子世帯数ともに平成22年に一旦減少していますが、平成27年には母子世帯が5,325世帯、父子世帯が722世帯まで増加しています。

▼母子世帯数、父子世帯数の推移



資料：総務省 国勢調査

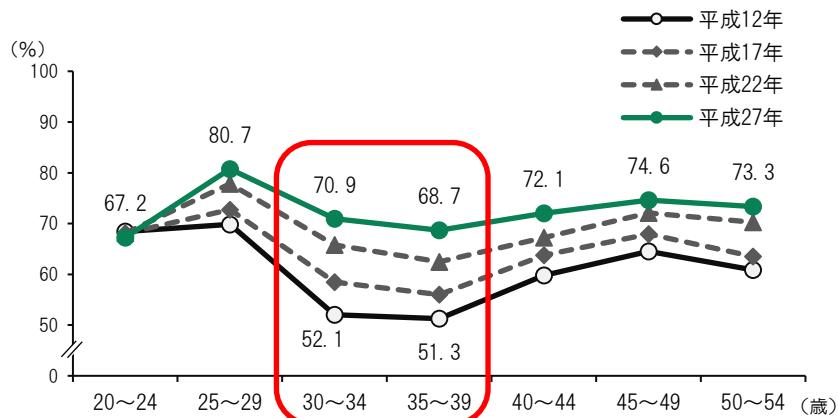
* 母子世帯、父子世帯：未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）。

(3) 女性の就業率の上昇

① 年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率※は上昇傾向にあり、特に30歳代の労働力率は、平成12年は約50%であったのに比べ、平成27年は70%近くまで上昇しています。いわゆる女性の労働力率の「M字型カーブ」はさらに緩やかになってきています。

▼年齢別労働力率（女性）の推移

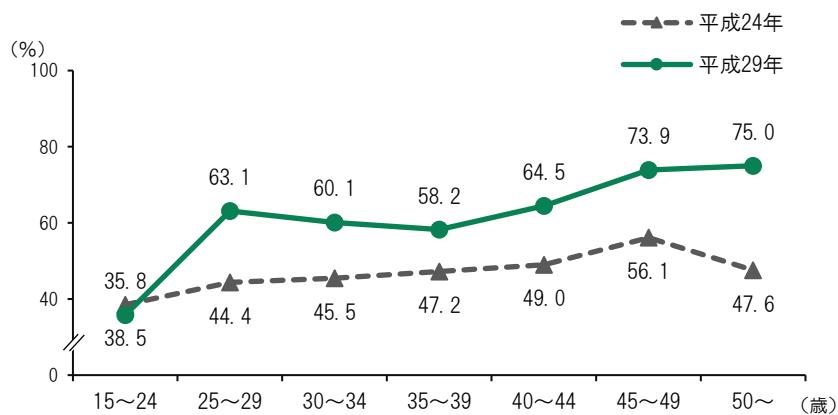


資料：総務省 国勢調査

② 育児をしている女性の有業率

千葉県の育児をしている女性の有業率は、15~24歳を除くすべての階級で平成24年より上昇しています。

▼年齢階級別育児をしている女性の有業率（千葉県）



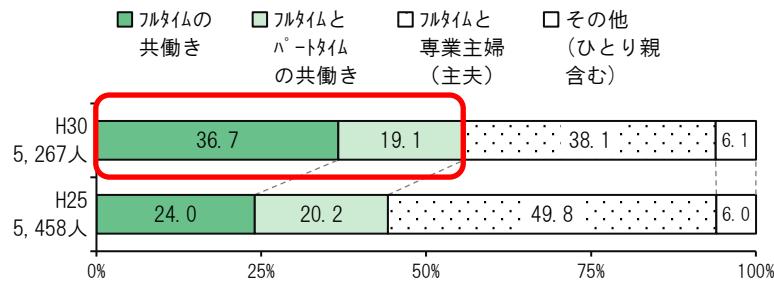
資料：「平成29年就業構造基本調査 調査結果の概要（千葉県版）」
※「育児をしている」とは、未就学児を対象とした育児をいう。

※ 年齢別労働力率：年齢別人口に占める労働力人口（休業者を含む就業者と完全失業者の合計）の割合。これに対し、非労働力人口は、家事・通学・その他（高齢者など）となる。

③ 保護者の就労状況

○本市の調査においても、小学校就学前児童保護者の 55.8%が共働きであり、平成 25 年度調査より 11.6 ポイント増加しています。

▼小学校就学前児童の保護者の就労状況



資料：千葉市H25・H30ニーズ調査

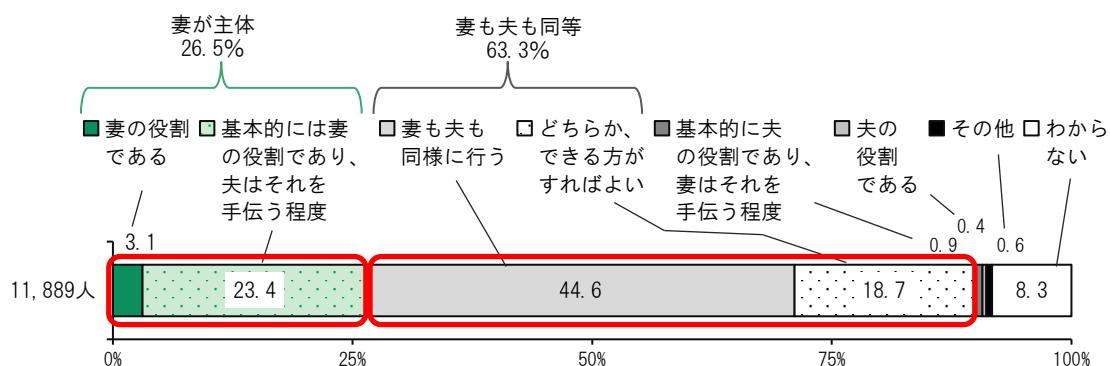
(4) 子育て家庭の状況

① 家庭における育児や家事の役割分担に関する意識

○全国の 20~59 歳の男女に対して行った調査において、家庭における育児や家事に関する夫と妻の役割分担については、「妻が主体」と考える人が 26.5%、「妻も夫も同等」と考える人は 63.3% となっています。

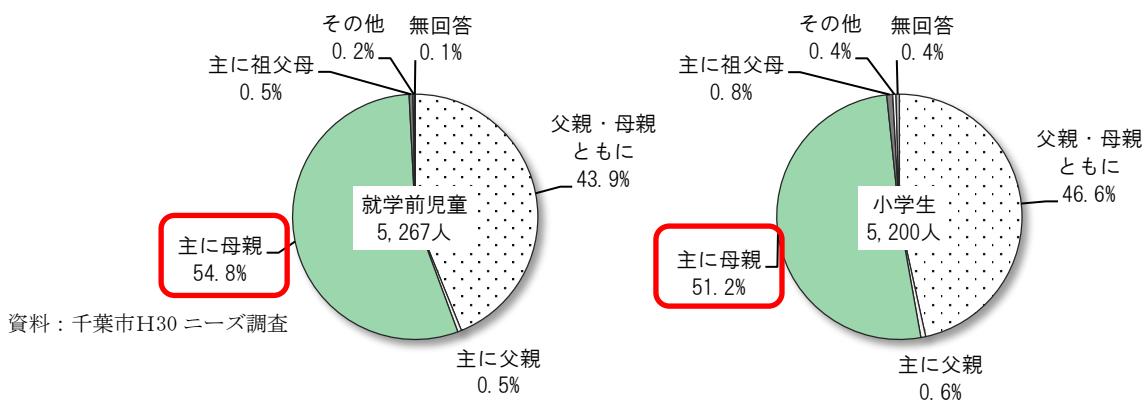
○しかしながら、本市の調査においては、子育てを「主に母親」が行っている割合は 50% を超えています。

▼育児や家事の役割に関する意識 (全国)



資料：内閣府 平成 30 年度「少子化社会対策に関する意識調査」

▼主に子育てを行っている人

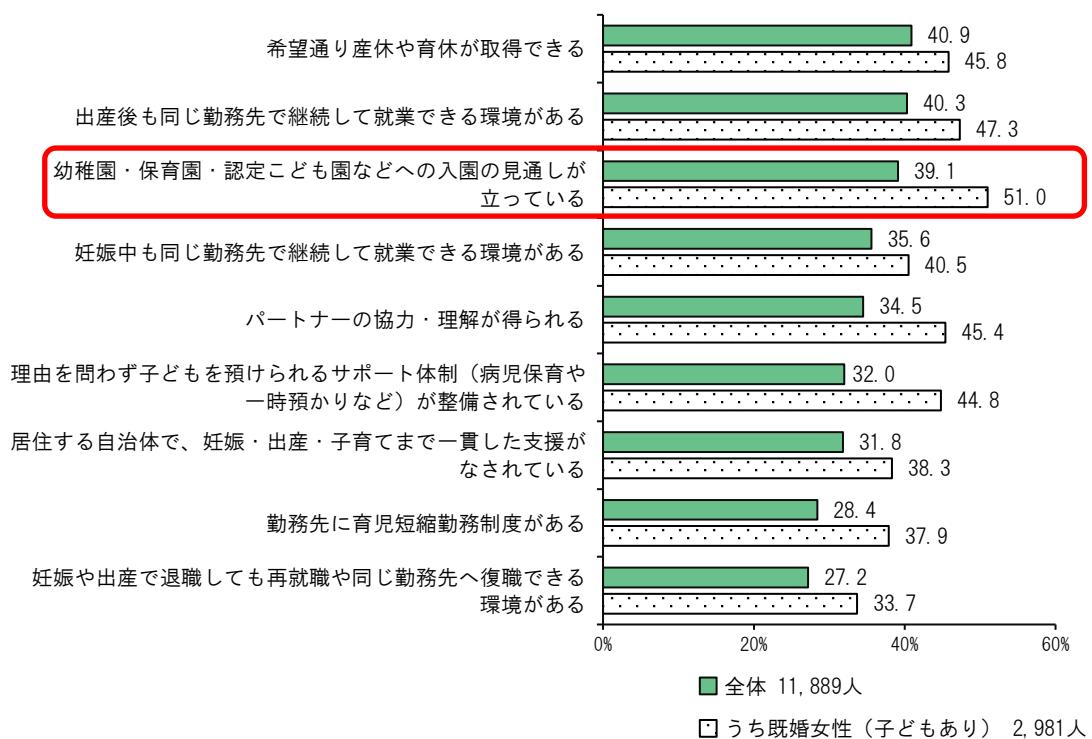


資料：千葉市H30ニーズ調査

② 安心して希望通り子どもが持てるようになるために必要なこと

○子どものいる既婚女性が考える「安心して希望通り子どもが持てるようになるために必要なこと」は、「幼稚園・保育園・認定こども園などへの入園の見通しが立っている」が 51.0%と最も高く、「出産後も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」「希望通り産休や育休が取得できる」のほか、「パートナーの協力・理解が得られる」「理由を問わず子どもを預けられるサポート体制（病児保育や一時預かりなど）が整備されている」「妊娠中も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」も 40%を超えて います。

▼どのようなことがあれば安心して子どもが持てるようになるか（複数回答）（全国）

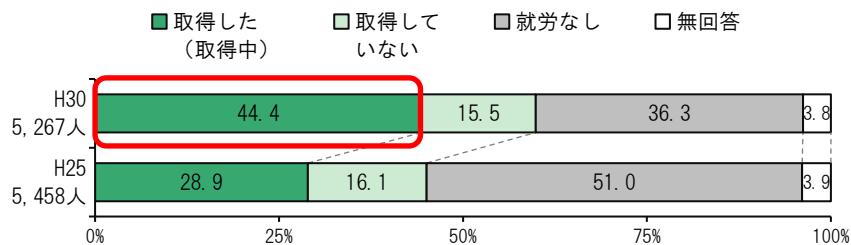


資料：内閣府 平成 30 年度「少子化社会対策に関する意識調査」

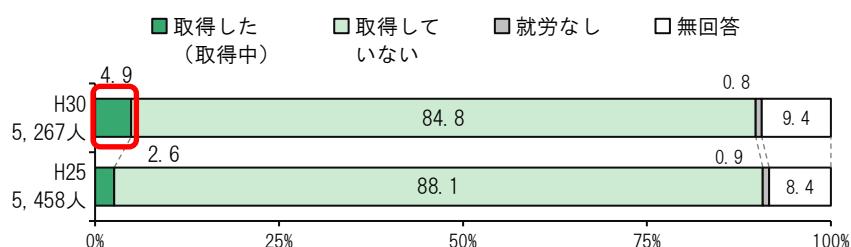
③ 育児休業の取得状況

○育児休業の取得状況は、母親は「取得した（取得中である）」が44.4%であるのに対して、父親は4.9%にとどまっています。前回調査と比較すると、母親は「取得した（取得中である）」が15.5ポイント高く、「もともと就労していなかった」が14.7ポイント低くなっています。

▼母親の育児休業取得状況



▼父親の育児休業取得状況

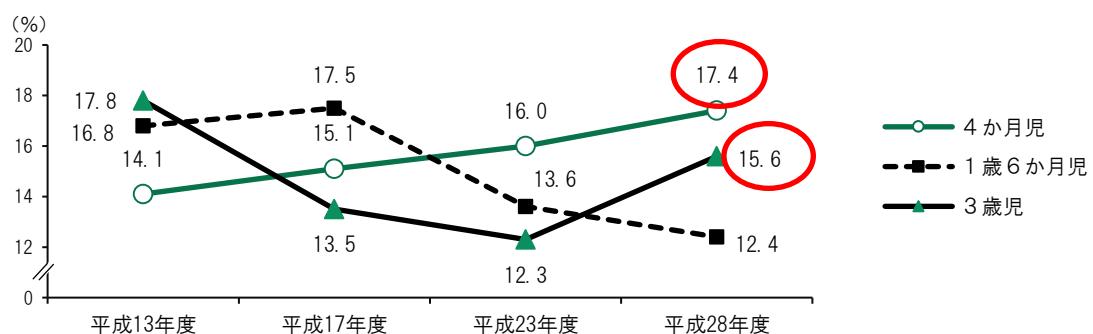


資料：千葉市H30・H25ニーズ調査

（5）子育てに対する不安や負担

○本市の調査では、育児に言いようのない不安を覚える親の割合は、1歳6か月児を持つ親では減少していますが、4か月児を持つ親では増加傾向となっており、平成13年度から平成28年度にかけて3.3ポイント増加しています。3歳児を持つ親では平成23年度まで減少傾向でしたが、平成28年度に再び上昇しています。

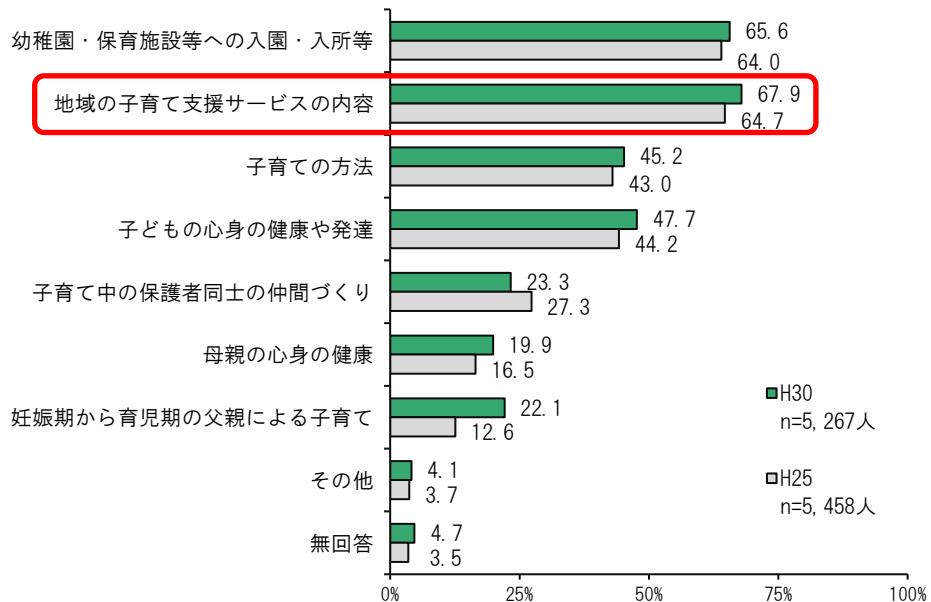
▼育児に言いようのない不安を覚える親の割合



資料：千葉市 4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査におけるアンケート調査

○希望する子育てに関する情報提供・相談・支援の内容は、「地域子育て支援サービスの内容」が最も多く、次いで「幼稚園・保育施設等への入園・入所等」、「子どもの心身の健康や発達」「子育ての方法」となっています。

▼希望する子育てに関する情報提供、相談・支援

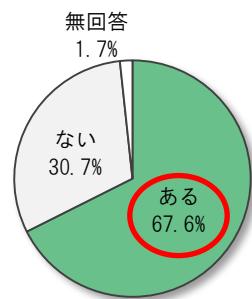


資料：千葉市H30・H25ニーズ調査

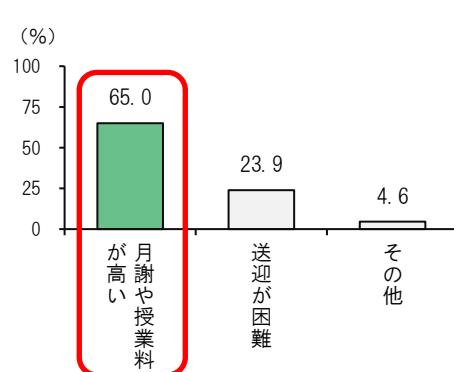
○本市のひとり親家庭・生活保護世帯・就学援助世帯の保護者に対する調査では、子どもの将来の進学について、希望と現実に大きな開きがあります。将来どの学校まで卒業（修了）させたい（させたかった）かについては、「大学」が50%を超えており、将来どの学校まで卒業（修了）させられるかについては、「大学」が16.5%、「高等学校（全日制）」が39.1%となっています。希望と現実が異なる理由は、「家庭に経済的な余裕がないから」が50%を超えています。

○また、塾・予備校や、学習に関する習い事などで通わせたいのに通わせていないもののが「ある」のは67.6%で、そのうち65%が「月謝や授業料が高い」という経済的理由をあげています。

▼塾・予備校や、学習に関する習い事などで通わせていらないもの



▼通わせていらない理由（複数回答）

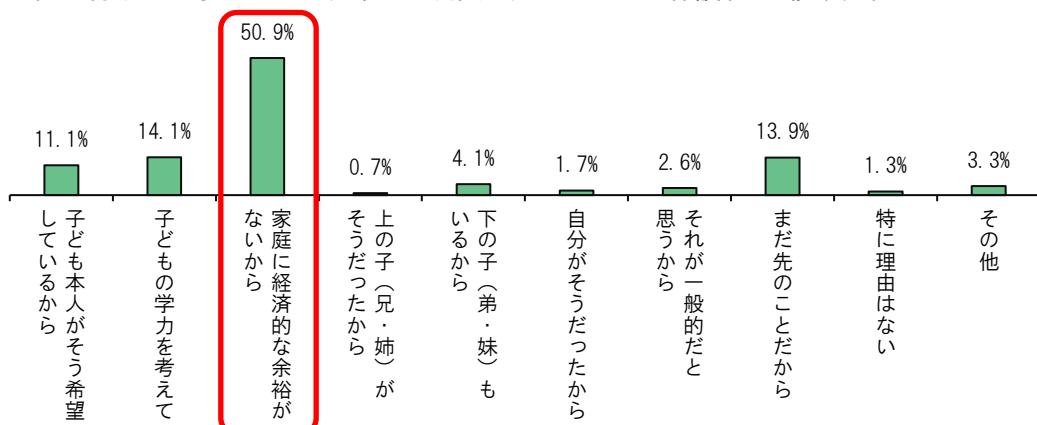


資料：「千葉市子ども未来応援プラン」平成28年度調査

○本市のひとり親家庭・生活保護世帯・就学援助世帯の保護者に対する調査では、子供の将来の進学について、希望として子供を将来どの学校まで卒業（修了）させたい（させたかった）かについては、「大学」が最も多く53.5%なっています。一方、希望に対する現実として、将来どの学校まで子どもを卒業（修了）させられると考えるかについてみると、「大学」は16.5%と希望よりも37.0ポイントの大幅な低下となっています。

さらに、希望と現実が異なる場合、保護者からその理由として挙げられた回答のうち最も多かったのは「家庭に経済的な余裕がなかったから」で、他の項目に比べて圧倒的に高くなっています。

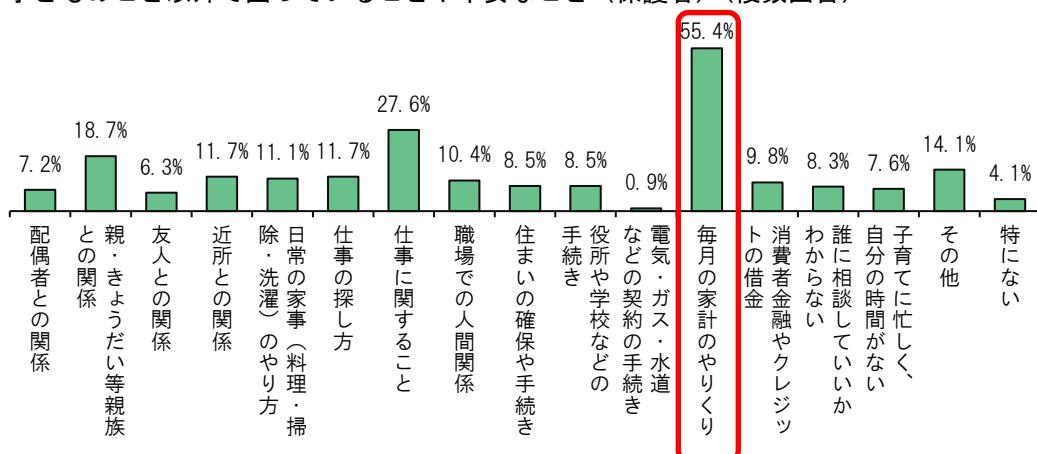
▼子供の将来の進学について、希望と現実が異なる理由（保護者）（複数回答）



資料：「千葉市子ども未来応援プラン」平成28年度調査

○子どものこと以外で困っていることや不安に思っていることとして「毎月の家計のやりくり」が55.4%、次いで「仕事に関するこ」が27.6%なっています。また、7.6%の人が「子育てに忙しく、自分の時間がない」と回答しています。

▼子どものこと以外で困っていることや不安なこと（保護者）（複数回答）



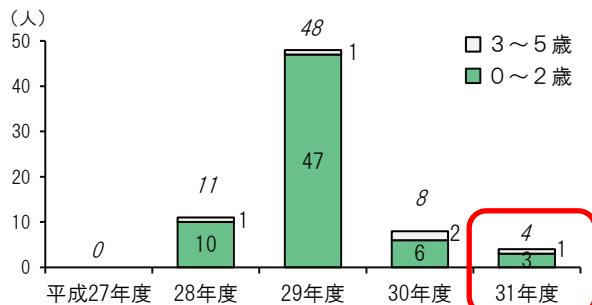
資料：「千葉市子ども未来応援プラン」平成28年度調査

(6) 多様な子育てニーズ

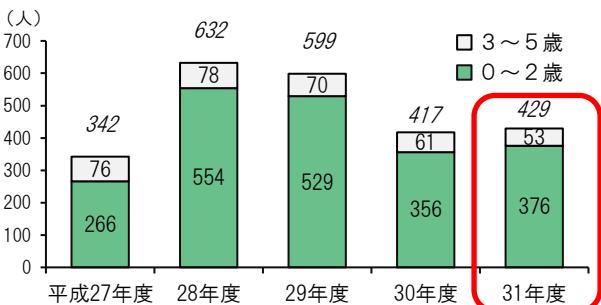
① 保育園等待機児童数及び入所待ち児童数

○保育園等待機児童数^{※1}は平成31年4月1日時点で4人となっていますが、保育園等入所待ち児童数^{※2}は、平成30年度以降、400人以上が入所待ちとなっており、このうち0～2歳児が85%以上を占めています。

▼保育園等待機児童数の推移



▼保育園等入所待ち児童数の推移

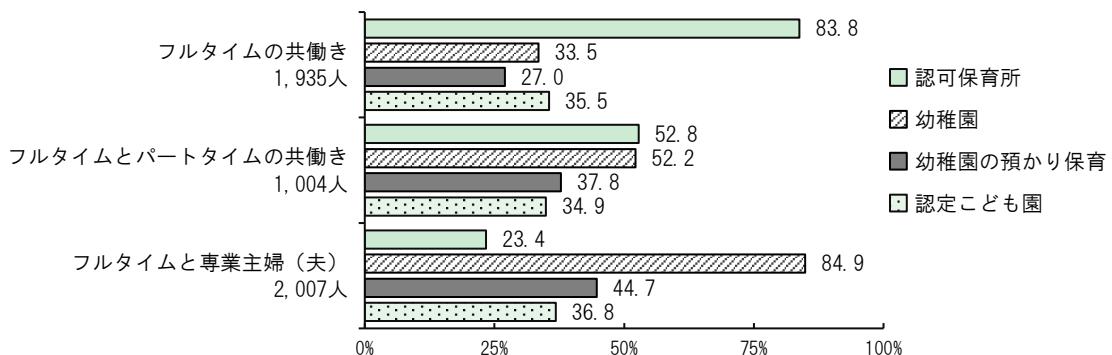


資料：千葉市幼保運営課調べ（各年4月1日現在）

② 保護者の就労状況と保育園等・幼稚園の利用希望

○本市の調査では、保護者の就労形態にかかわらず多様なニーズがみられます。

▼保護者の就労状況ごとの保育園等・幼稚園利用希望（複数回答）



資料：千葉市H30ニーズ調査

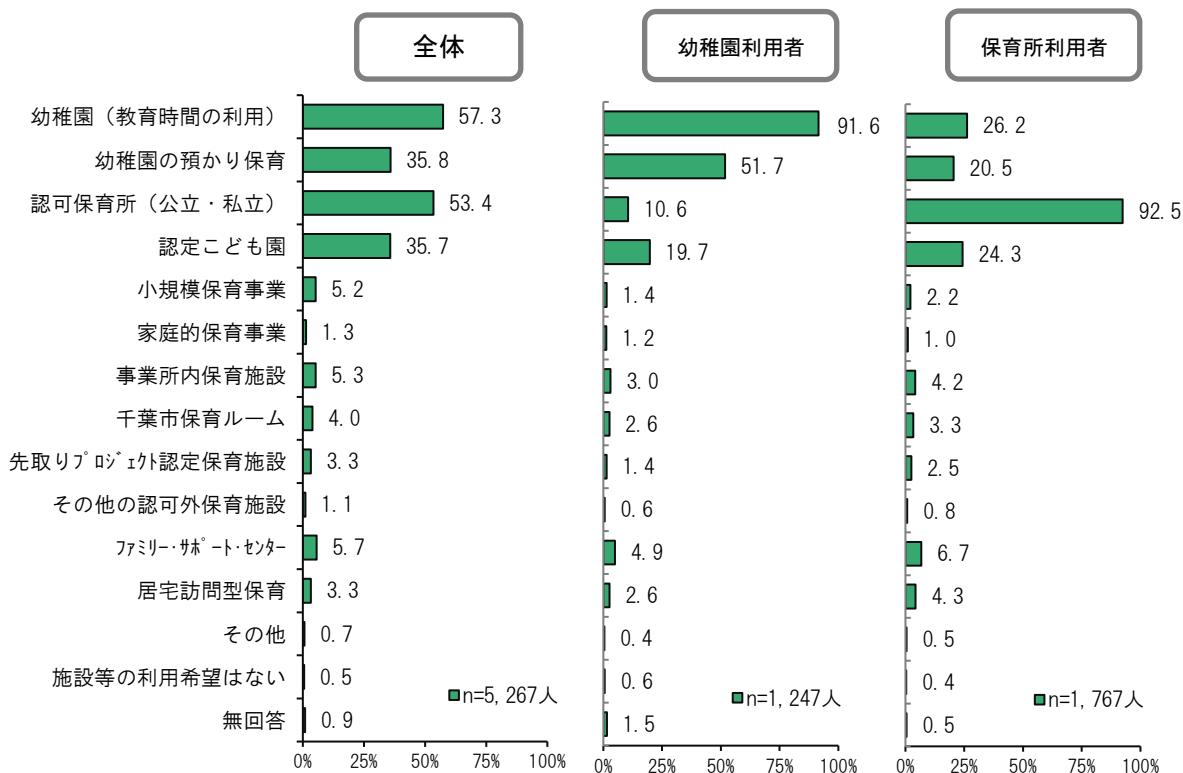
※1 保育園等待機児童数：保育園等入所待ち児童数から、本市独自の認定を受けた認可外保育施設（保育ルーム等）や特定保育等を利用している児童数、他に入所可能な保育園等があるにもかかわらず特定の保育園等への入所を希望し、保護者の私的な理由により入所していない児童数等を除いた数であり、国の基準に則って算出している。

※2 保育園等入所待ち児童数：保育園等を第一希望としており、当該保育園等の入所待ちとなっている児童数をいう。

③ 今後日常的に利用させたい幼稚園・保育施設等

「幼児教育・保育の無償化」が実施されていると仮定して、利用の有無に関わらず日常的に利用させたい幼稚園・保育施設等は、全体では「幼稚園」(教育時間の利用)が57.3%で最も多く、次いで、「認可保育所」(53.4%)、「幼稚園の預かり保育」(35.8%)となっています。幼稚園利用者は、「幼稚園」(教育時間の利用)が91.6%、保育所利用者は、「認可保育所」が92.5%となっており、どちらも「認定こども園」の利用希望が20%程度あります。

▼今後日常的に利用させたい幼稚園・保育施設等

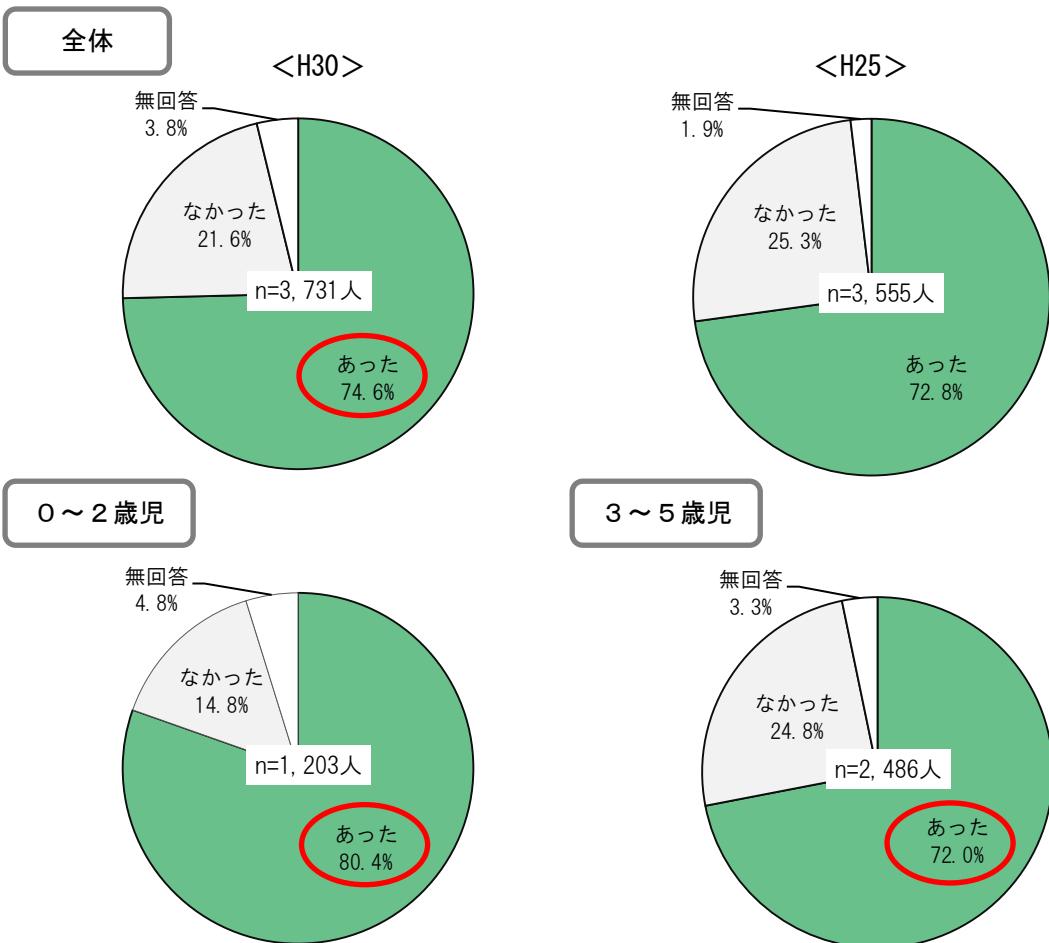


資料：千葉市H30ニーズ調査

④ 子どもの病気やケガの際の対応

○本市の調査では、病気やケガで幼稚園・保育施設等が利用できなかったことが「あった」割合は74.6%となっています。年齢別にみると、「あった」割合は「0～2歳児」では80.4%、「3～5歳児」では72.0%となっており、年齢が低い方が割合が高くなっています。前回調査と比較すると、全体では「あった」が1.8ポイント高くなっています。

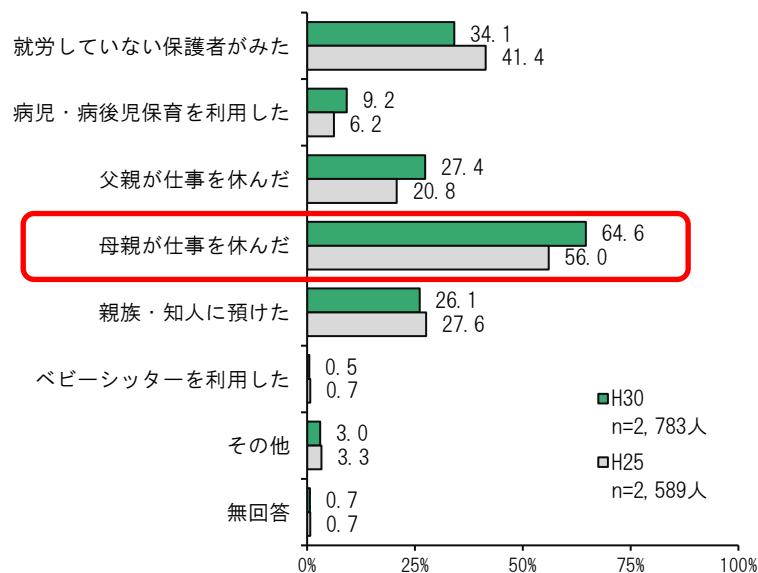
▼病気やケガで幼稚園・保育施設等を利用できなかったことの有無



資料：千葉市H30 ニーズ調査

○また、病気やケガで幼稚園・保育施設等が利用できなかった場合の対応方法は、「母親が仕事を休んだ」が最も多く、次いで「就労していない保護者がみた」、「父親が仕事を休んだ」、「親族・知人（同居者を含む）に預けた」、となっています。前回調査と比較すると「母親が仕事を休んだ」が8.6ポイント、「父親が仕事を休んだ」が6.6ポイント、「病児・病後児保育を利用した」が3.0ポイント高くなっています。

▼病気やケガで幼稚園・保育施設等を利用できなかった場合の対応

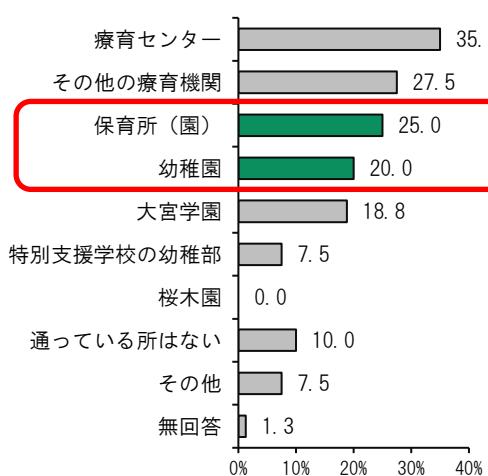


資料：千葉市H30・H25ニーズ調査

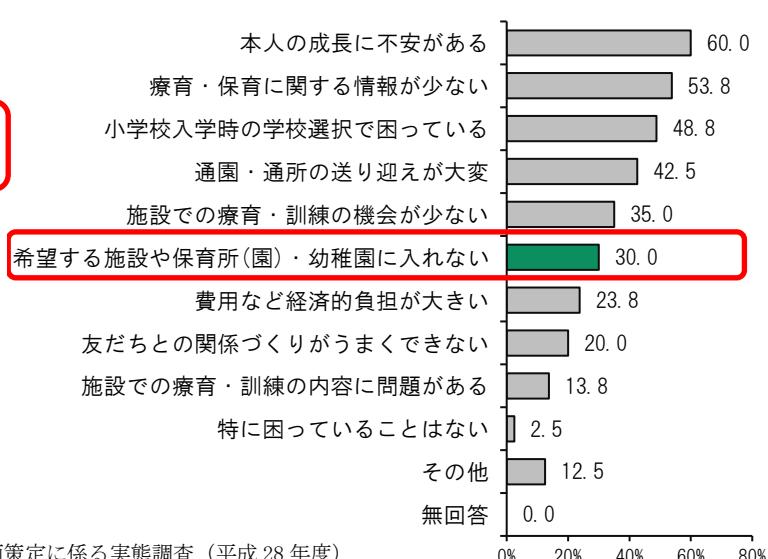
⑤ 障害児の教育・保育施設等の利用状況

○本市の調査では、身体障害者手帳・療育手帳を所持している小学校就学前児童の25.0%が「保育所（園）」を、20.0%が「幼稚園」を利用しています。一方、30.0%が、「希望する施設や保育所（園）・幼稚園に入れない」と回答しています。

▼障害児の利用施設等（複数回答）



▼療育・保育について困っていること（困ったこと）(複数回答)

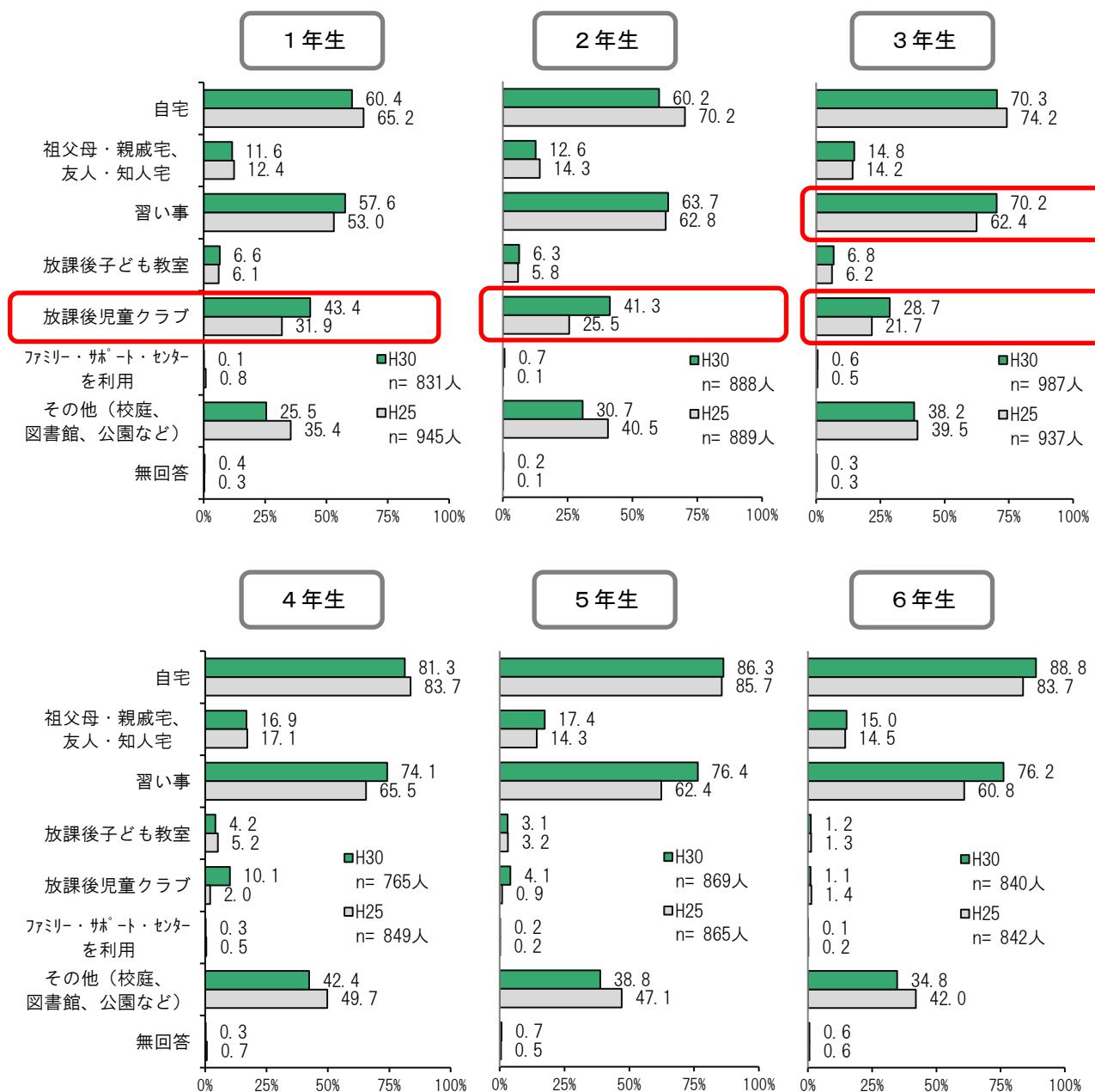


資料：千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査（平成28年度）

⑥ 放課後の過ごし方

○小学生の保護者に同じ質問をした結果を学年別にみると、高学年の方が「自宅」の割合が高く、「習い事」は「3年生」以上は70.0%を超えています。「放課後児童クラブ」は「1年生」で43.4%、「2年生」で41.3%、「3年生」で28.7%となっています。

▼放課後の過ごし方（学年別）



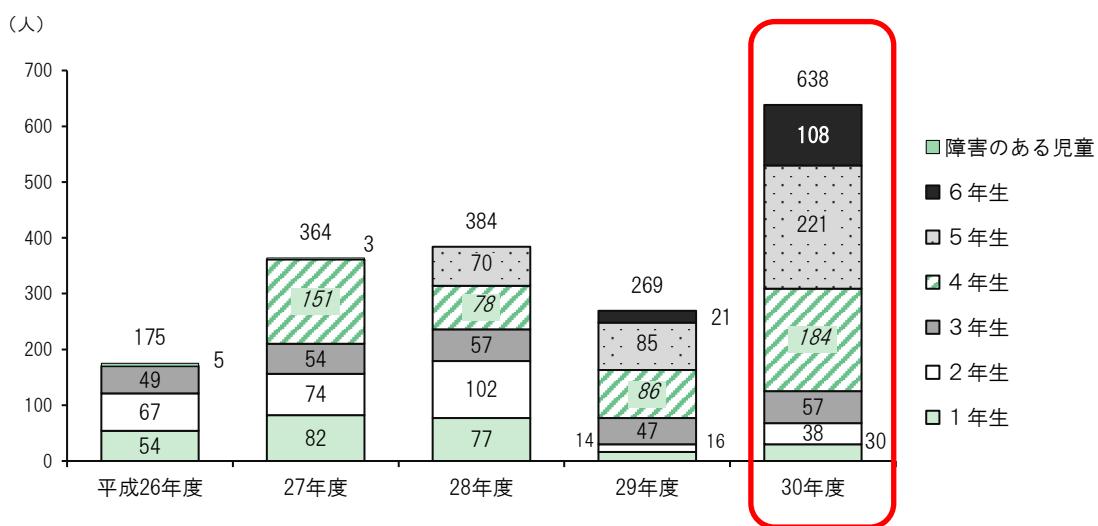
資料：千葉市H30・H25ニーズ調査

⑦ 放課後児童クラブの待機児童

○放課後児童クラブ^{※1}の利用対象は平成26年度までは原則として小学3年生までの受入れでしたが、児童福祉法の改正により、平成27年度から4年生、平成28年度から5年生、平成29年度から全学年が対象となりました。

○対象学年の拡大により放課後児童クラブの需要は年々高まり、平成30年度には放課後児童クラブ待機児童数^{※2}が過去最多の638人となっています。なかでも高学年児童の待機児童数が増加しています。

▼放課後児童クラブ待機児童数の推移



資料：千葉市健全育成課調べ（各年度4月1日現在）

※「障害のある児童」は平成26年度5名、平成27年度3名のみ

※1 本市の放課後児童クラブは、平成31年4月時点で、市が実施する「子どもルーム」165か所のほかに、民設民営のクラブが7か所ある。本計画では、特段のことわりがない限り、「子どもルーム」について記述している。

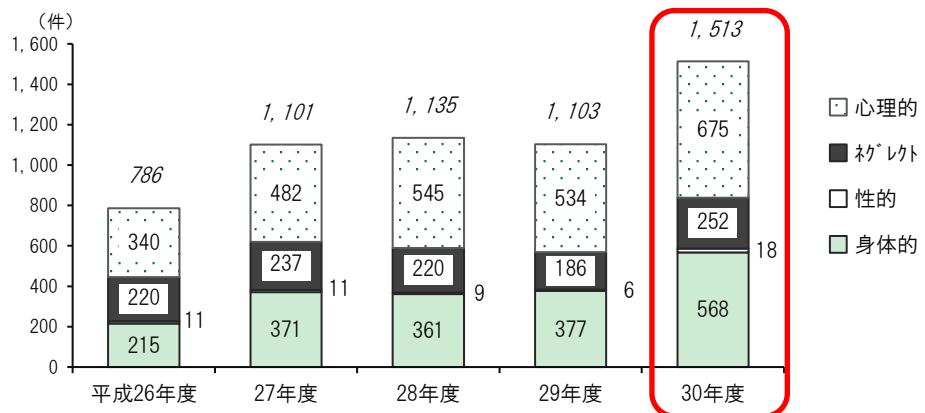
※2 放課後児童クラブ待機児童数：子どもルームの利用を希望しているものの、いずれの子どもルームも利用していない児童数をいう。（他のルームを利用できる場合も、待機児童としてカウントする。）

(7) 特に支援を必要とする子どもやその家庭

① 児童虐待通告対応件数の増加

○児童相談所の児童虐待通告対応件数は増加しており、平成30年度は1,513件で、平成26年度の2倍近い件数となっています。虐待種別は、心理的虐待、身体的虐待の件数が多くなっています。

▼児童相談所の虐待通告対応件数の推移



資料：千葉市児童相談所調べ

※身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく搖さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縛などにより一室に拘束するなど

※性的虐待：児童への性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

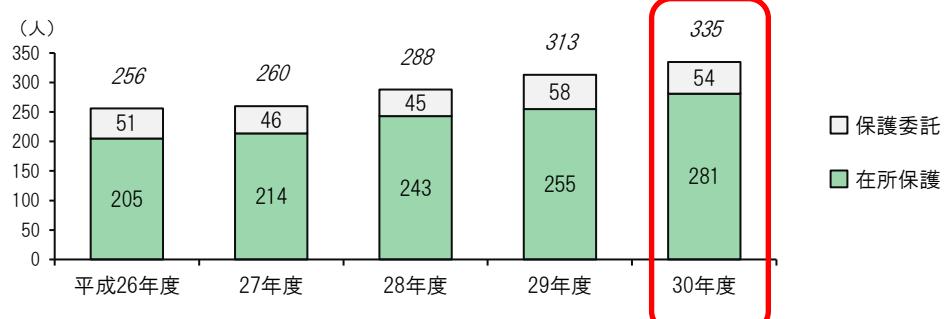
※ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になつても病院に連れて行かないなど

※心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、児童の目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など

② 一時保護児童数の推移

○一時保護所の保護児童数は増加傾向にあり、平成30年度は335人で、平成26年度から79人増加しています。

▼一時保護児童数の推移



資料：千葉市児童相談所調べ

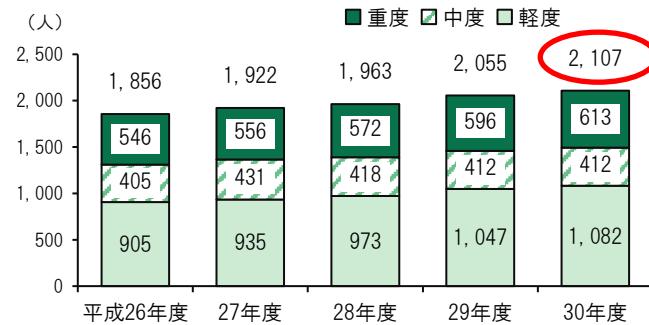
※在所保護：一時保護所への入所

保護委託：子どもの疾病や障害などの状況により、施設などで保護する。

③ 障害のある児童の増加

○18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成26年度から平成30年度にかけて251人増となっています。

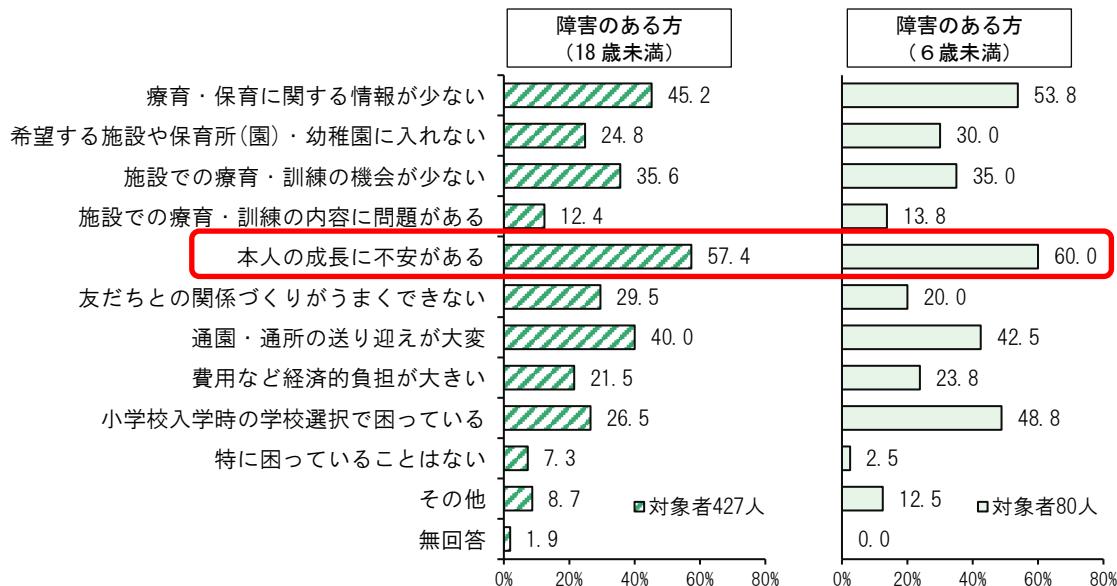
▼療育手帳所持者数（18歳未満）の推移



資料：千葉市障害者自立支援課（各年度末）

○本市の調査では、18歳未満の身体障害・知的障害のある方の保護者等の57.4%が、子どもの成長に不安を感じています。

▼療育・保育について困っていること（困ったこと）（複数回答）



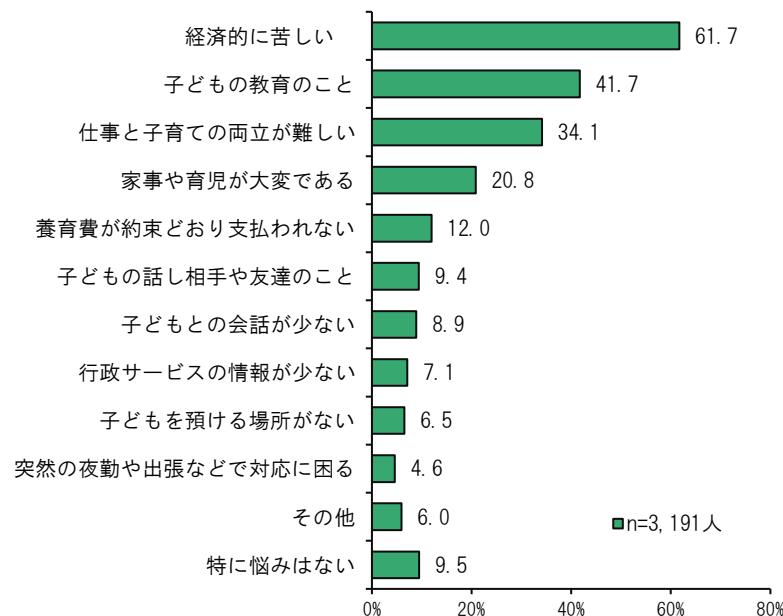
資料：千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査（平成28年度）

④ ひとり親家庭の状況

○本市の調査では、ひとり親家庭の現在の悩みについて約6割の方が「経済的に苦しい」と回答しています。

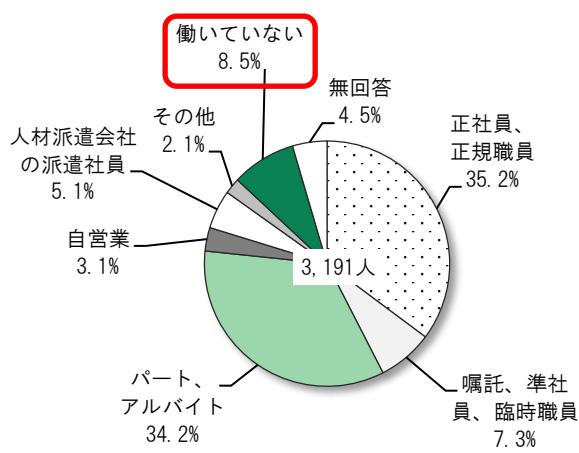
○ひとり親家庭の就業形態は、「正社員、正規職員」が35.2%となっており、「働いていない」が8.5%となっています。また、働いていない主な理由は、「自分が働ける健康状態ではなかった」が約4割となっています。

▼現在の生活における悩み（複数回答）

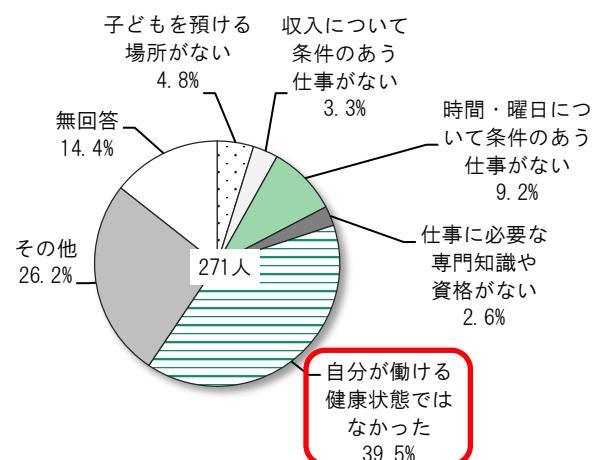


資料：千葉市ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート（令和元年度）

▼就業形態



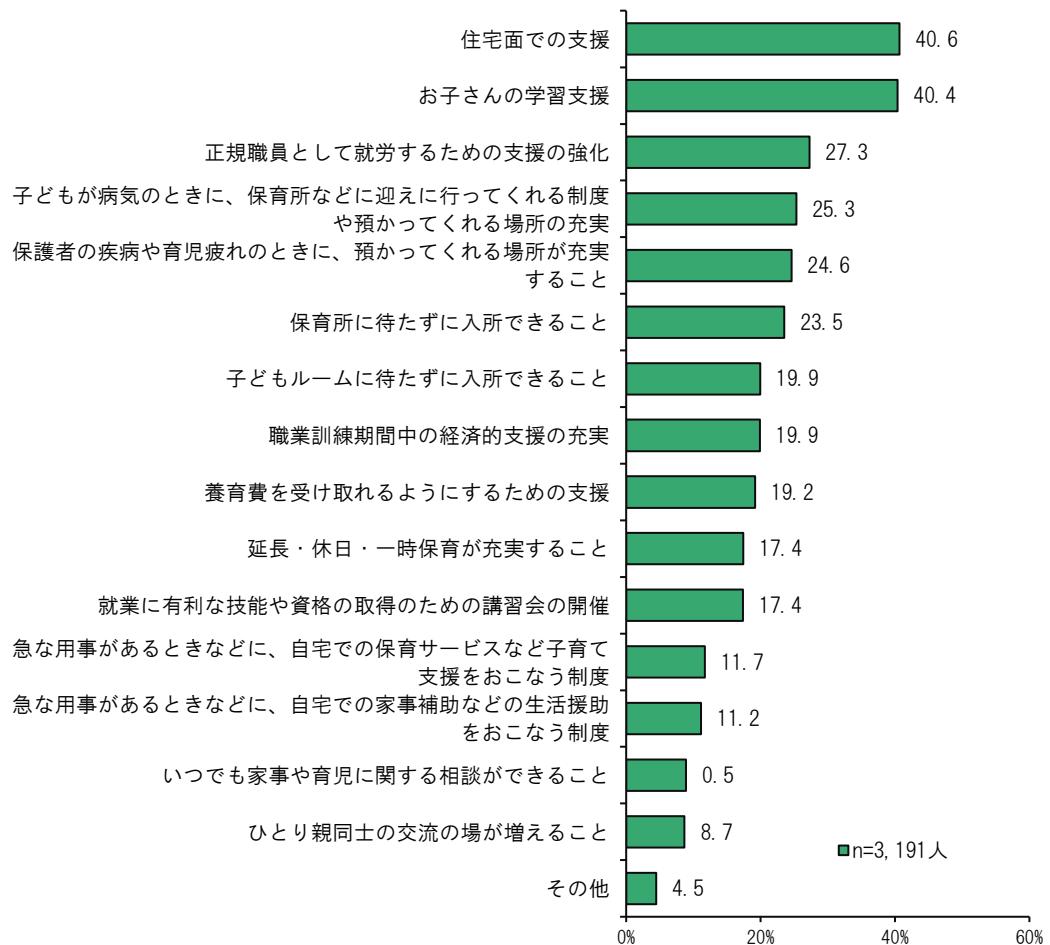
▼未就業の理由



資料：千葉市ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート（令和元年度）

○市が優先的に取り組むべきことについて 40.6%の方が「住宅面での支援」、40.4%の方が「お子さんの学習支援」と回答しています。

▼ひとり親家庭への支援策として市が優先的に取り組むべきこと（複数回答）

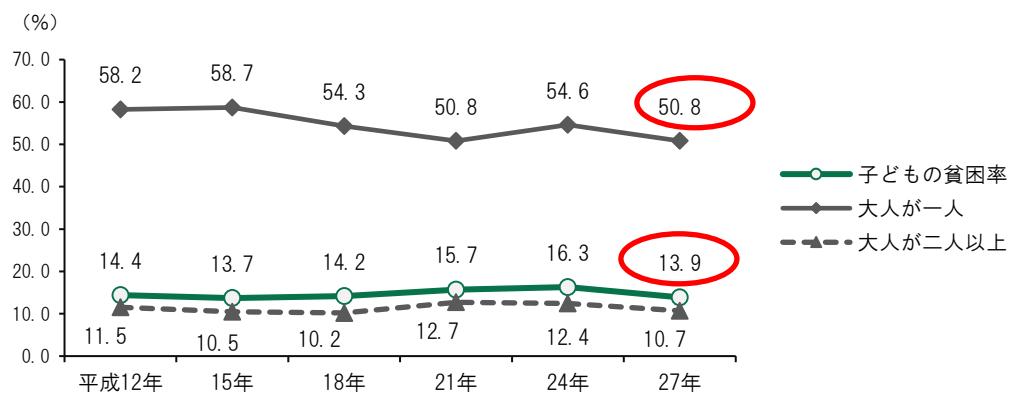


資料：千葉市ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート（令和元年度）

⑤ 子どもの貧困

○「子どもの貧困率※」(17歳以下)は上昇傾向にありました。平成27年には13.9%となっています。しかしながら、「大人が二人以上」の世帯と比べて、「大人が一人」の世帯は非常に高い水準となっています。

▼子どもの貧困率 (全国)



資料：厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査

○夫婦と未婚の子のみの世帯の平均所得(平成27年)が712.6万円であるのに対し、ひとり親と未婚の子のみの世帯は317.5万円と大きく下回っています。また、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率は全世帯に比べて低くなっています。

▼児童のいる世帯の1世帯あたりの平均所得〔平成27年〕(全国)

	平均所得
夫婦と未婚の子のみの世帯	712.6万円
ひとり親と未婚の子のみの世帯	317.5万円

資料：平成30年版子供・若者白書 厚生労働省「国民生活基礎調査」

▼ひとり親家庭の子どもの進学率 (全国)

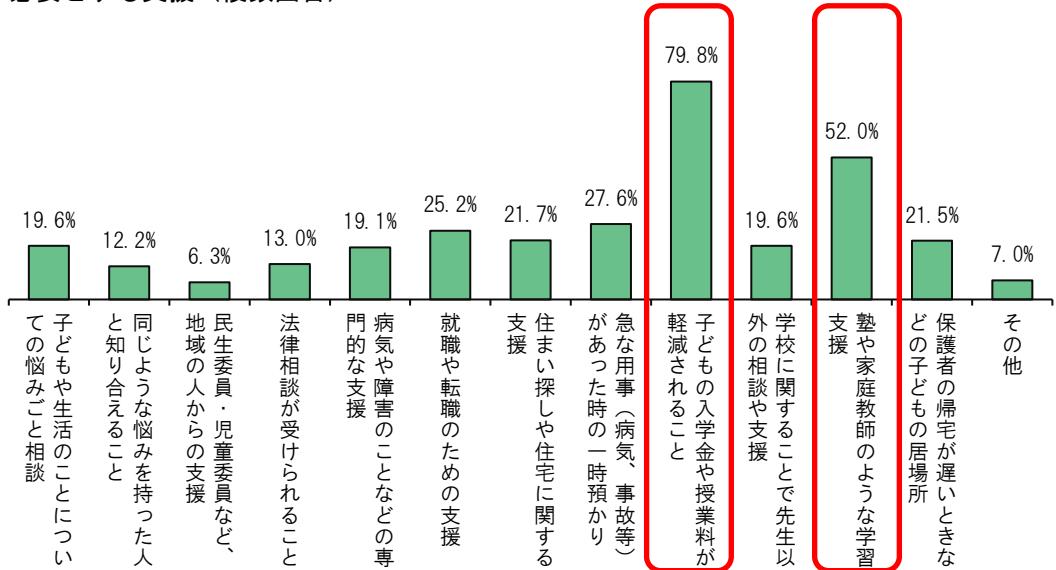
	ひとり親家庭 〔平成28年度〕	全世帯 〔平成29年度〕
高校等への進学率	96.3%	99.0%
大学等への進学率	58.5%	73.0%

資料：平成30年版子供・若者白書 ひとり親家庭：「全国ひとり親家庭等調査」(平成28年度)、全世帯：「学校基本調査」(平成29年度)

※ 子どもの貧困率：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）以下の所得で暮らす17歳以下の子どもの割合をいう。平成25年厚生労働省国民生活基礎調査における貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっている。

○ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の保護者に必要とする支援を聞いたところ、多くの人が挙げたのは「子どもの入学金や授業料が軽減されること」(79.8%) や「塾や家庭教師のような学習支援」(52.0%) など教育の支援に関するものが多くなっています。その他、「急な用事（病気、事故等）があった時の一時預かり」(27.6%) や就職や転職のための支援 (25.2%) など、生活や保護者の就労の支援に関する要望も一定数が挙げられています。

▼必要とする支援（複数回答）

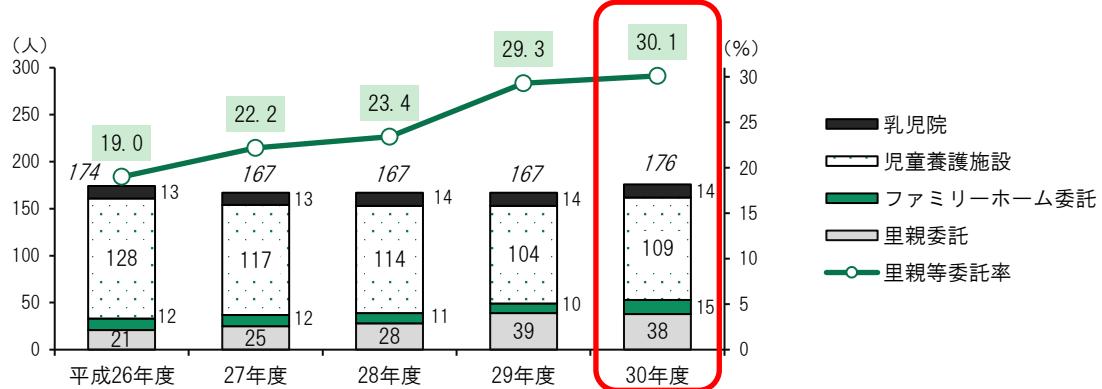


資料：「千葉市子ども未来応援プラン」平成28年度調査

⑥ 社会的養護を要する児童数の状況

○児童福祉施設等の年度末措置児童数は、平成30年度末時点で児童養護施設109人、里親38人、乳児院14人、ファミリーホーム15人となっています。里親等委託率は上昇傾向にあり、平成30年度末には30.1%となっています。

▼里親等委託率の推移



資料：千葉市児童相談所調査（各年度末）

※里親等委託率 = $\frac{\text{里親措置児童数} + \text{ファミリーホーム措置児童数}}{\text{乳児院措置児童数} + \text{児童養護施設措置児童数} + \text{里親措置児童数} + \text{ファミリーホーム措置児童数}}$

※児童養護施設：保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

※里親：養育里親と、4人以下の要保護児童の養育を希望する者であって養子縁組によって養親となることを希望する者などのうち都道府県知事が適当と認める者。

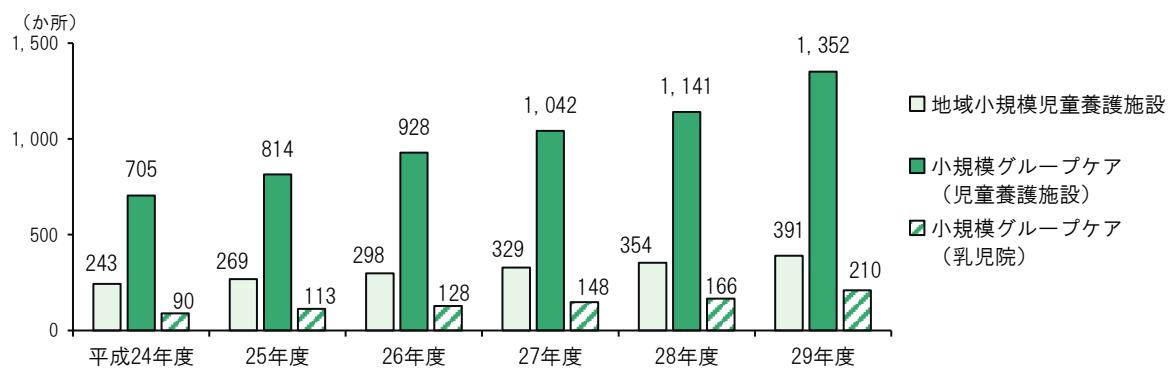
※乳児院：乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

※ファミリーホーム：要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者などの住居において養育を行う事業。

⑦ 施設の小規模化

○児童福祉法では国・地方公共団体の責務として、家庭と同様の環境における養育の推進等が明記されており、施設の小規模化が進められていることから、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施箇所数が増加しています。しかしながら、職員の負担が増える、閉鎖的になるなどの課題もあがっています。

▼地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施箇所数の推移（全国）



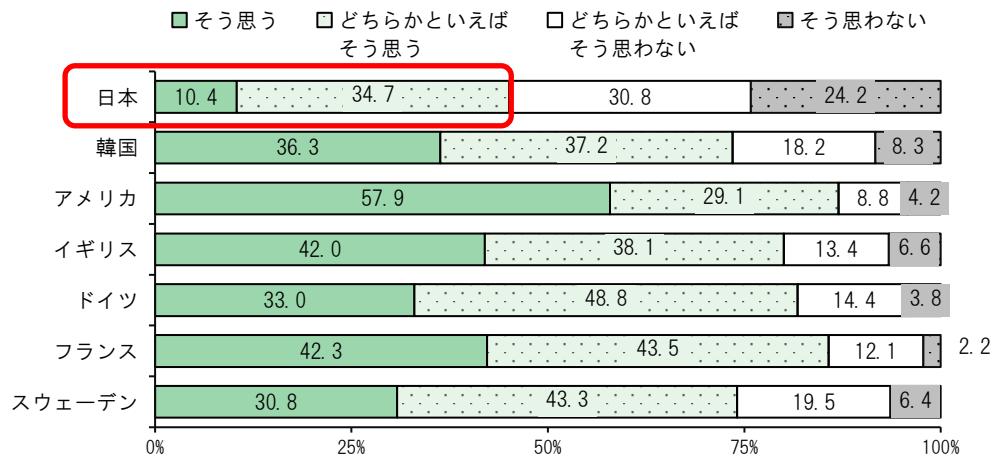
資料：厚生労働省 平成31年4月「社会的養育の推進に向けて」資料（各年度10月1日現在）より作図

(8) 子ども・若者の健やかな成長

① こどもの社会参画

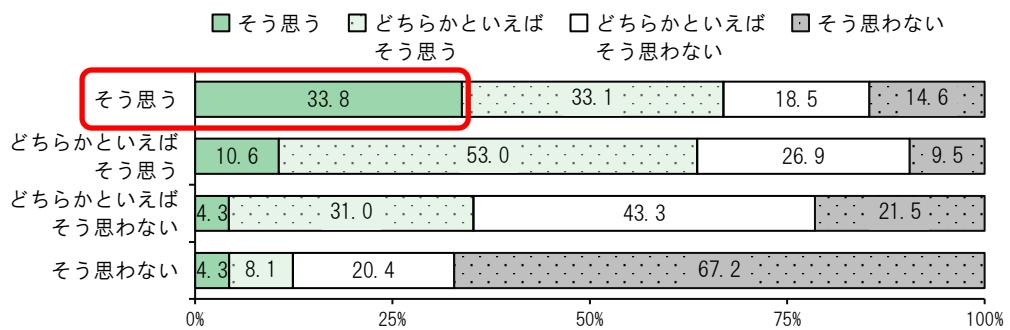
○日本の子どもたちは、諸外国と比較して、「自分自身に満足している」割合が低く、自分の考えをはっきり相手に伝えることができたり、うまくいかわからぬことにも意欲的に取り組んだりする者ほど、自分自身に満足している者の割合が高くなっています。

▼自分自身に満足している（全国）



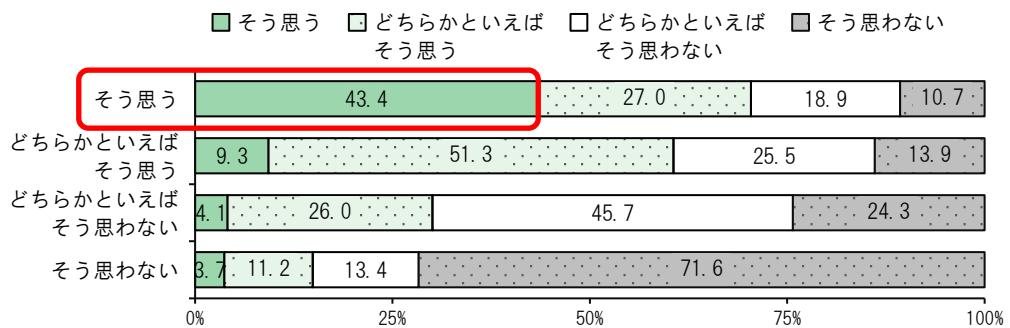
▼自分自身への満足感との関係（全国）

①自分の考えをはっきり相手に伝えることができる



▼自分自身への満足感との関係（全国）

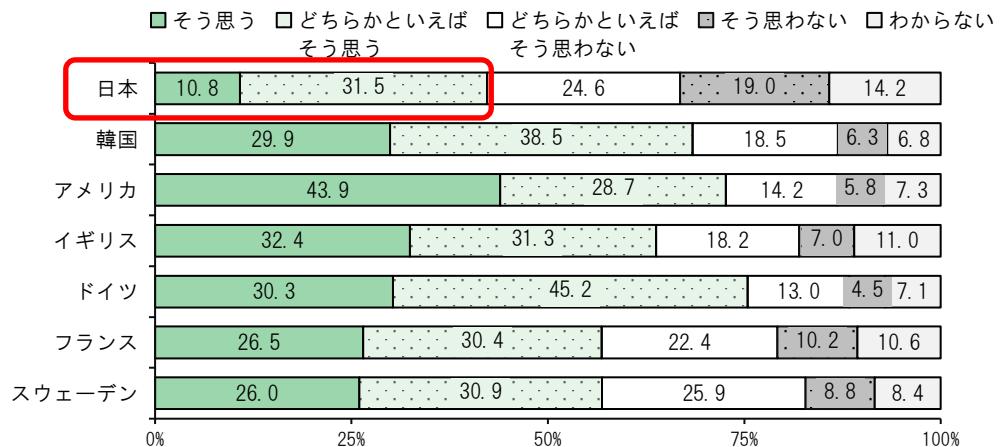
②うまくいかわからぬことにも意欲的に取り組む



資料：内閣府 令和元年版子供・若者白書 「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成30年度）

○社会をよりよくするため、社会における問題の解決に関与したいと考える割合も諸外国より低くなっています。

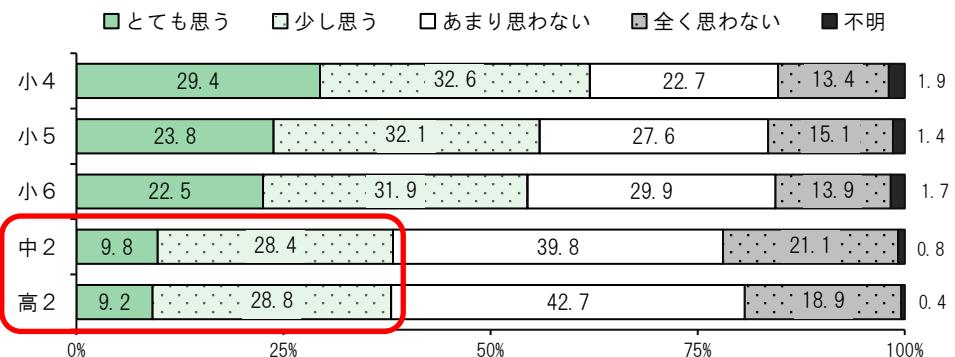
▼社会をよりよくするため、私は社会における問題の解決に関与したい（全国）



資料：内閣府 令和元年版子供・若者白書 「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 30 年度）

○学年が上がるにつれて、「今の自分が好きだ」について「とても思う」「少し思う」と回答した子どもの割合が減少する傾向がみられ、特に小学6年生から中学2年生にかけて大きく減少しています。

▼「今の自分が好きだ」と思うか（全国）

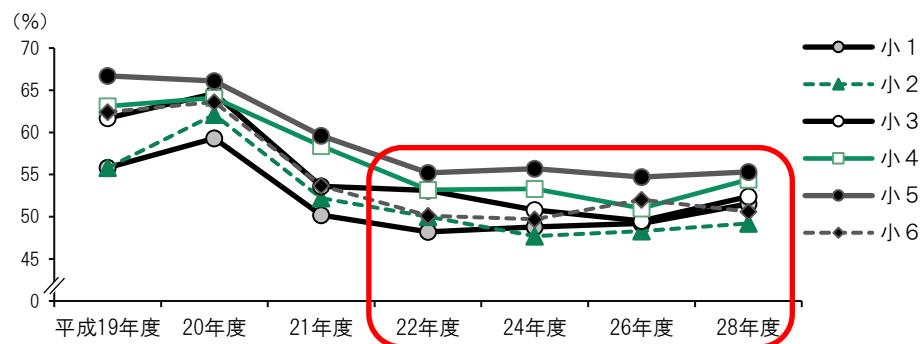


資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成 28 年度調査）」

② 体験活動への参加

○自己形成のための支援の一つとして、体験活動の推進が重要だと言われています。学校以外の団体が行う自然体験活動への小学生の参加率は、平成 22 年度から 50%程度で推移しています。しかし、自然体験を多く経験した子どものほうが、自己肯定感や道徳観・正義感が高い傾向があることがうかがえます。

▼学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率（全国）

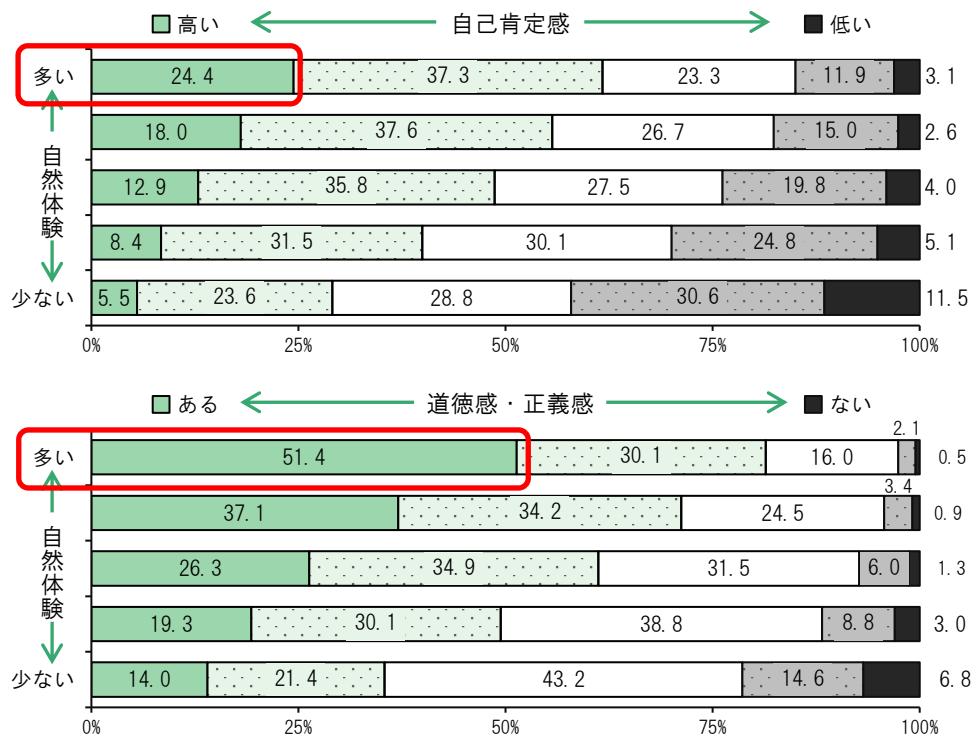


資料：内閣府 令和元年版子供・若者白書

独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成 28 年度調査）」

注：平成 23 年度、平成 25 年度及び平成 27 年度は調査が実施されていない。

▼自然体験と自己肯定感、道徳観・正義感との関係（全国）



資料：内閣府 令和元年版子供・若者白書

独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成 28 年度調査）」

③ 子どもの居場所

○ひきこもりの状態にある子ども・若者が全国で 54.1 万人と推計されており、初めて調査した平成 21 年度から減少したものの、多くの子ども・若者が悩みを抱えている状況がうかがえます。

▼ 「ひきこもり群」の定義と推計数（全国）

	有効回収率に占める割合	全国の推計数（万人）	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35% (11人)	12.1	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	0.16% (5人)	5.5	17.6 万人
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.06% (33人)	36.5 万人	準ひきこもり
計	1.57% (49人)	54.1 万人	広義のひきこもり

資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」平成 28 年 3 月

注 1) 15~39 歳の 5,000 人を対象として 3,115 人 (62.3%) から回答を得た。

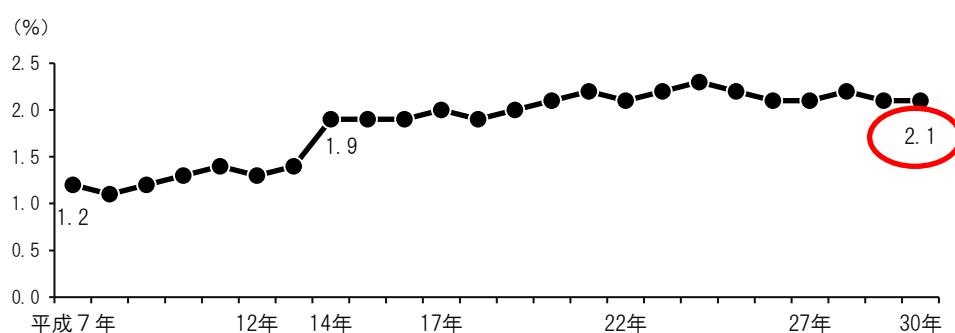
注 2) 上記ひきこもり群に該当する状態となって 6か月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症

又は身体的な病気と答えた者、「妊娠した」「自宅で仕事をしている」「出産・育児」と回答した者、「現在働いていますか」で「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

注 3) 全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」(2015 年)における 15~39 歳人口 3,445 万人を乗じたもの。

○全国の若年無業者の 15~34 歳人口に占める割合は、平成 14 年以降は緩やかに上昇傾向にありましたが、平成 20 年以降は 2.1% 程度で推移しています。

▼ 若年無業者数及び 15~34 歳人口に占める割合（全国）



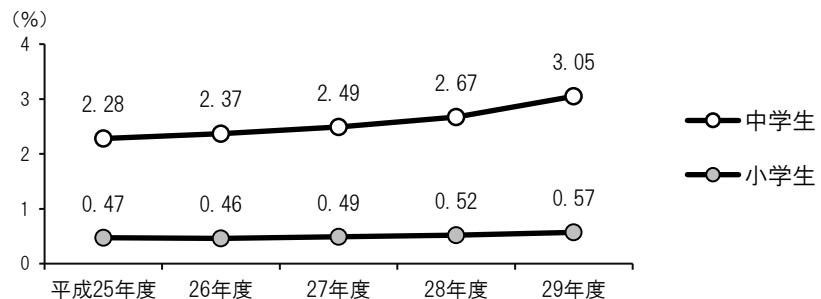
資料：総務省労働力調査（基本集計）平成 30 年（2018 年）平均（速報）（平成 31 年 2 月 1 日）

注）ここでいう若年無業者とは、15~34 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

○市内の全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合は、小学生・中学生ともに上昇傾向にあります。

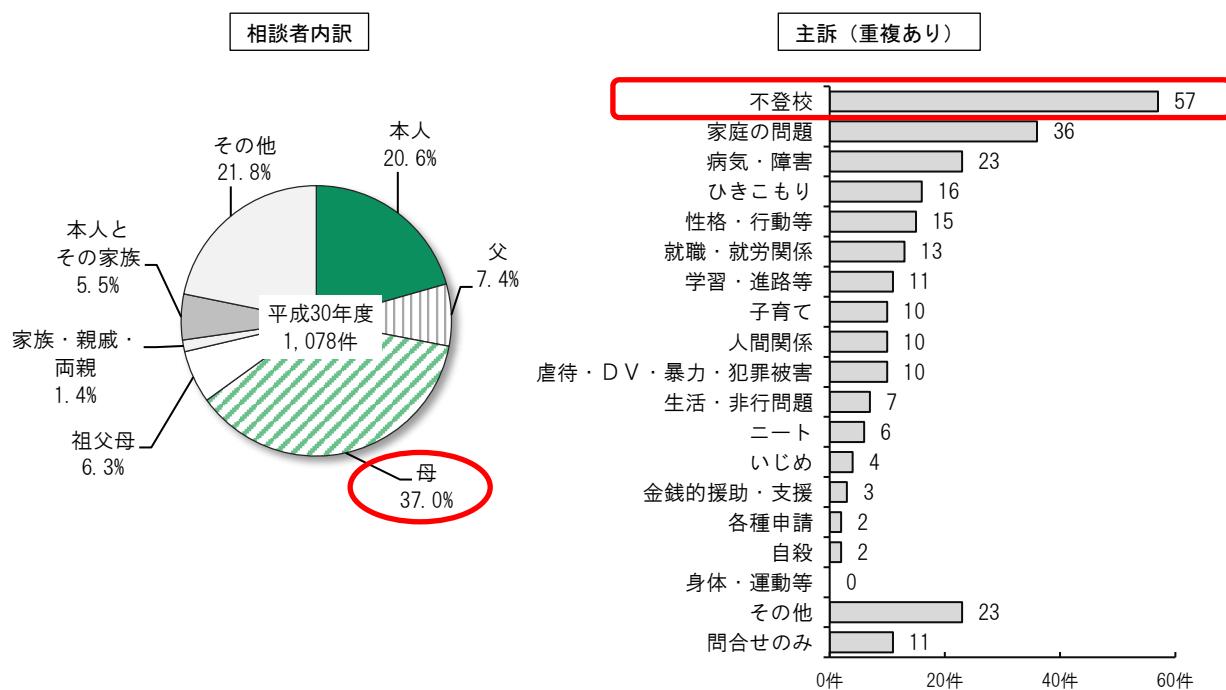
○本市の「子ども・若者総合相談センター（Link）」への相談者は母親が最も多く、主訴は「不登校」が最も多くなっています。

▼児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合の推移



資料：千葉市教育委員会調べ

▼千葉市子ども・若者総合相談センター「Link（リンク）」の相談状況

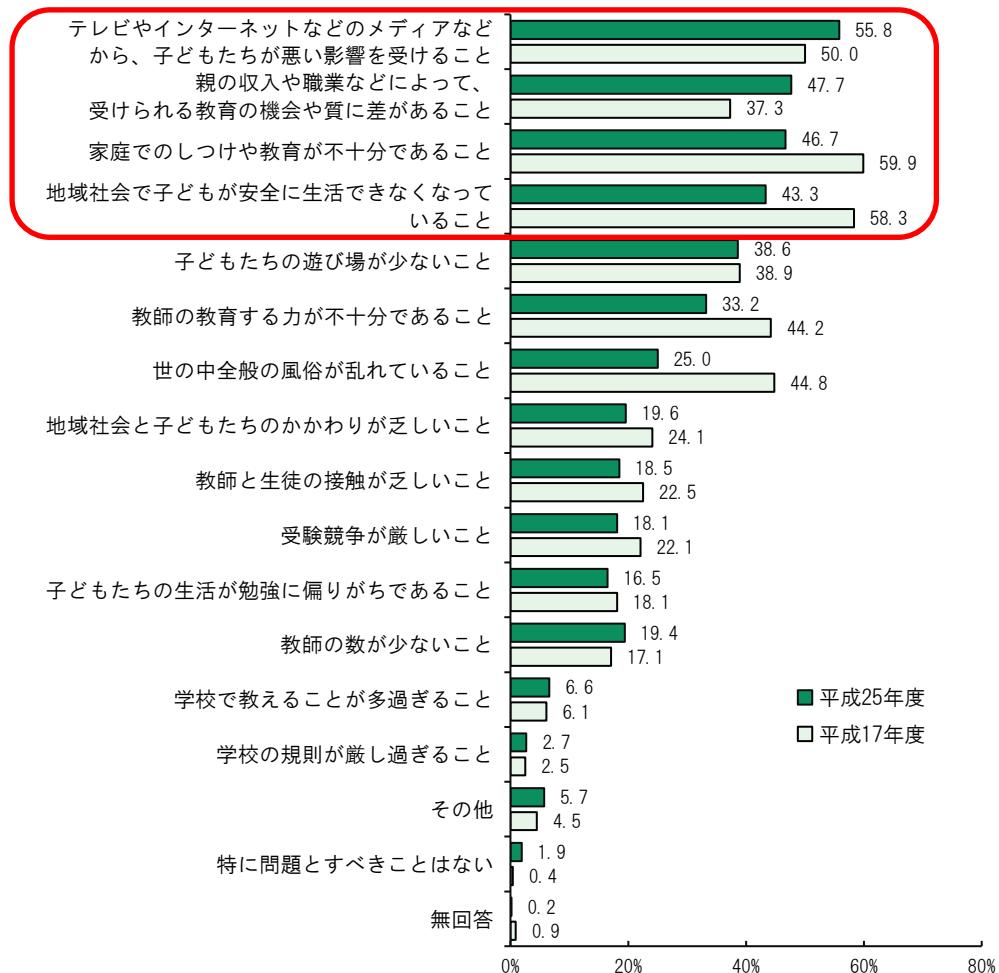


資料：平成30年度千葉市子ども・若者総合相談センター「Link（リンク）」統計資料

④ 子ども・若者の安全の確保

○近年の社会状況の変化の中で、子育てや教育の問題点として、「テレビやインターネットなどのメディアなどから、子どもたちが悪い影響を受けること」「親の収入や職業などによって、受けられる教育の機会や質に差があること」「家庭でのしつけや教育が不十分であること」「地域社会で子どもが安全に生活できなくなっていること」などが上位となっています。

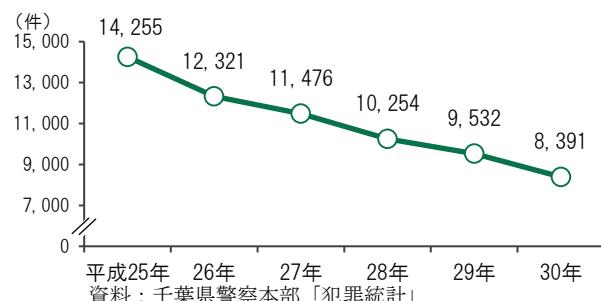
▼子育てや教育の問題点（全国）



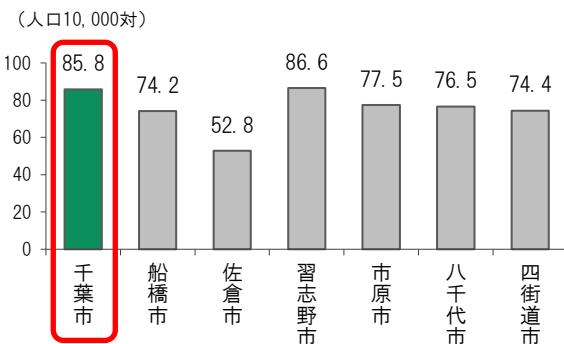
資料：内閣府「平成 25 年度小学生・中学生の意識に関する調査報告書」（保護者調査）

○本市の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、県内各市町村の人口 1 万人当たりの犯罪発生件数をみると、本市は近隣他市に比べ多くなっています。

▼刑法犯認知件数の推移

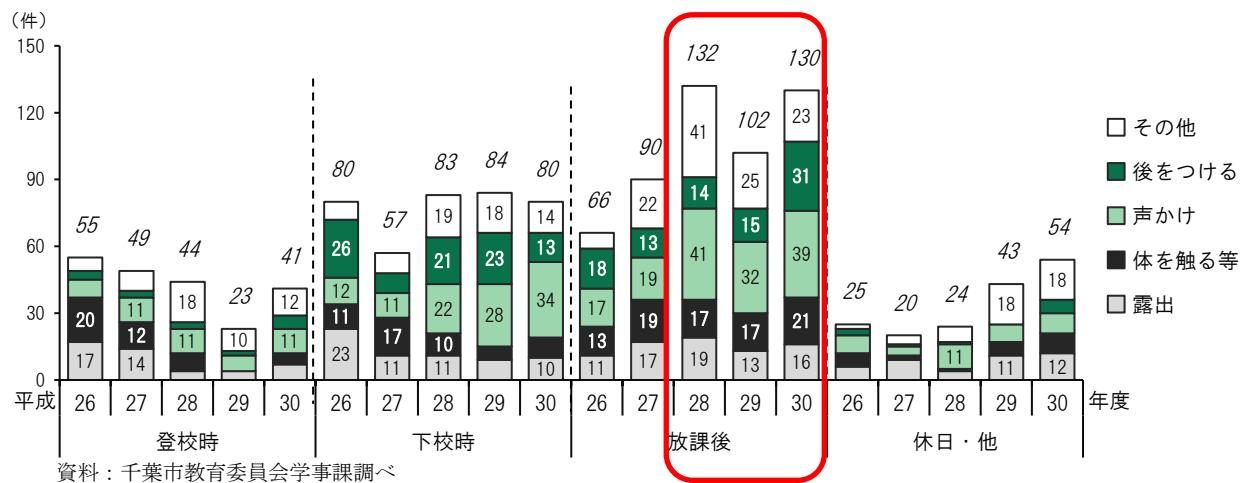


▼人口 1 万人当たりの犯罪発生件数〔平成 30 年中〕



○市内の小・中学校から教育委員会に寄せられた不審者情報数は、「登校時」は減少傾向にありますが、「放課後」「休日・他」では増加傾向にあります。特に、「放課後」では近年 130 件を超える情報が寄せられています。

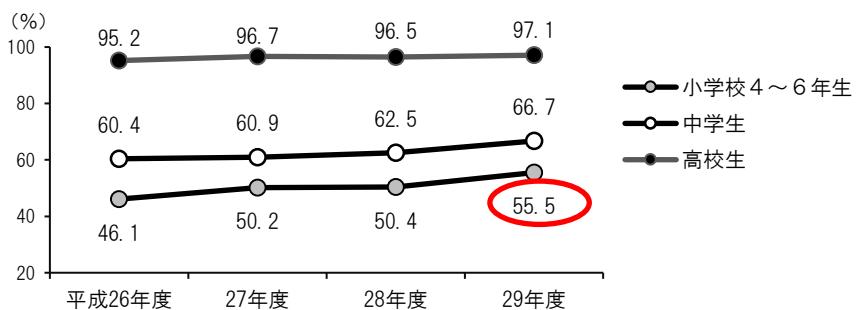
▼教育委員会へ寄せられた不審者情報数



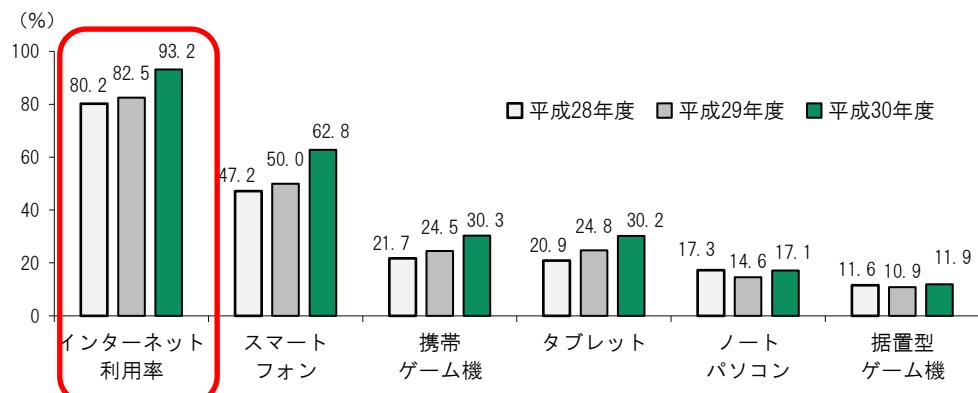
⑤ ソーシャルメディアの若者への普及

- 近年、子どものスマートフォン・携帯電話の所有・利用率が上昇しており、小学生でも50%を超えています。
- 手軽にインターネットを利用できる環境になり、インターネットの利用率は上昇しており、1日に2時間以上利用する割合も上昇傾向にあります。

▼青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用率（全国）

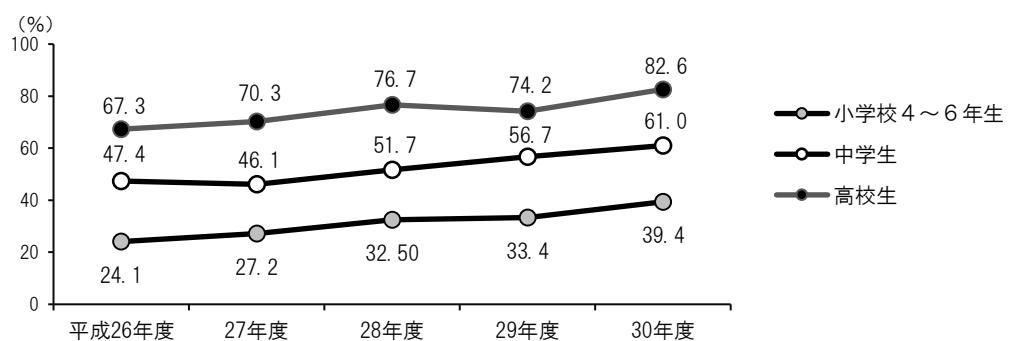


▼青少年のインターネット利用率（全国）



資料：内閣府 平成30年版子供・若者白書「度青少年のインターネットの利用環境実態調査 調査結果」

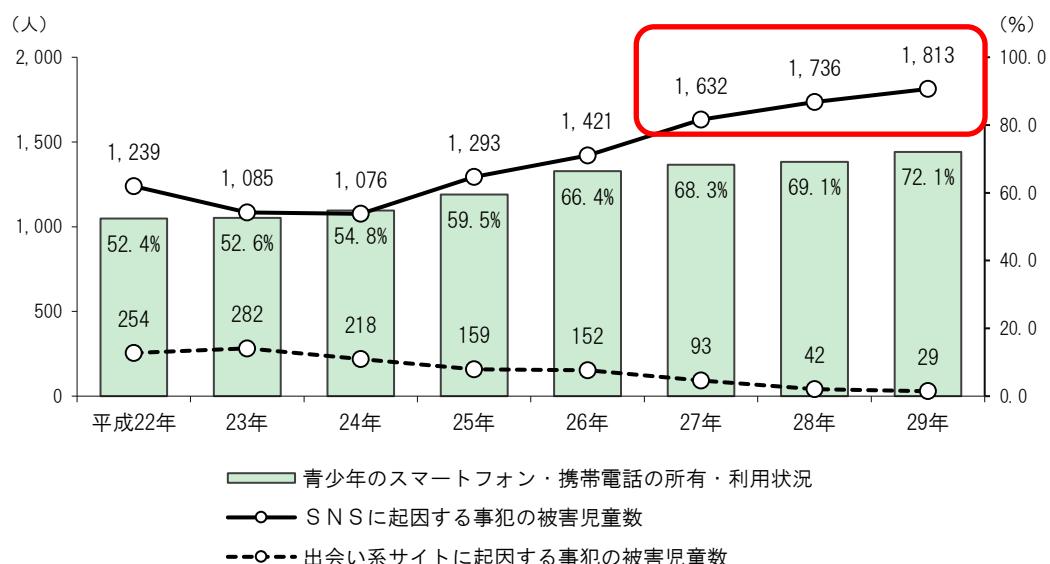
▼インターネットの利用時間が2時間以上の割合（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

○出会い系サイトに起因した犯罪被害児童数が減少している一方で、SNSに起因した犯罪被害児童数が増加しています。

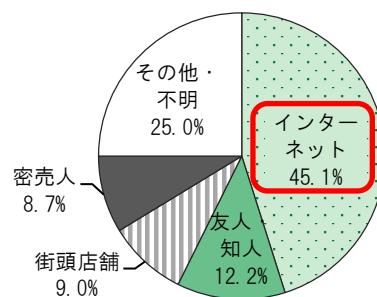
▼SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移（全国）



資料：警察庁少年課 平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について（平成30年4月26日）

○平成30年の危険ドラッグ乱用者の危険ドラッグの入手先は、インターネットの利用によるものが45.1%と最も多くなっています。

▼危険ドラッグ乱用者の入手先（全国・全年代）



資料：警察庁「平成30年における組織犯罪の情勢」平成31年3月

注）危険ドラッグ乱用者の検挙とは、危険ドラッグに係る検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側を除いた検挙をいう。

「千葉市こどもプラン」新規・拡充事業の進捗状況

《平成 30 年度の事業評価総括》

千葉市こどもプランの新規・拡充事業は、毎年成果に応じて A B C D の 4 段階評価を行っています。それぞれの評価基準は、A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）、B：概ね計画どおり実施した、C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）、D：未実施（休止・中止等）となっています。

平成 30 年度は 37 の新規・拡充事業が実施され、A 評価が 1 事業、B 評価が 27 事業、C 評価が 5 事業、D 評価が 1 事業という結果となりました。

A 評価：1 事業

「自立援助ホームの設置事業」

理由：平成 31 年度中に 1 か所設置の目標に対し、平成 30 年 12 月に 2 か所目が開所したことによるもの

C 評価：5 事業

「休日保育事業」

理由：HP などで事業者を募ったが、実施事業者の応募がなかったため
「子どものまち C B T 」

理由：中央区、若葉区、緑区で開催したが、花見川区、美浜区、稲毛区において開催する団体がなかったため

「子ども・若者サミット」

理由：国際的な広がりには至っていないものの、社会参画の取組みを広く発信していくために継続的に実施する

「要保護児童対策及び DV 防止地域協議会システム導入」

理由：より効果的な運用が期待できる児童相談所システム更新時の導入（導入時期未定）を検討することとなったため

「児童養護施設の小規模化」

理由：達成率 46% だが、平成 30 年度に 2 施設で施設整備等を行ったため、令和元年度には目標達成見込み

D 評価：1 事業

「障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置」

理由：教育委員会において「特別支援連携会議」が設置されたため

千葉市こどもプラン 進捗状況の概要

平成30年度

基本施策	主な取組内容	実施状況						
		新規・拡充事業				取組内容		
		事業数	A	B	C	D	-	実施
1 子ども・子育て支援	1 教育・保育の提供							
	2 地域子ども・子育て支援事業の提供							
	3 認定こども園の普及促進						3	0
	4 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）	9	0	6	1	1	1	21 0
	5 教育・保育等の「質」の確保・向上						1	0
	6 障害のある子どもへの教育・保育等の提供						4	0
	7 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進						8	0
2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実						10	0
	2 医療にかかる経済的負担の軽減	1	0	1	0	0	0	2 0
	3 妊娠・出産・子育てに関する情報提供						1	0
3 こどもの社会参画の推進	1 子どもの自立性・社会性・自治意識を育むこどもの参画の推進	7	0	5	2	0	0	2 0
	2 こどもの参画の周知・啓発を図る						0	0
4 子ども・若者の健全育成	1 健全育成活動の推進	3	0	2	0	0	1	6 0
	2 非行を防止するための環境づくり						2	0
5 子ども・若者の安全の確保	1 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり	1	0	1	0	0	0	11 0
	2 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上						5	0
6 子ども・若者の居場所づくり	1 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保	4	0	4	0	0	0	5 0
	2 地域と連携した子どもの居場所づくり						2	0
7 ひとり親家庭の自立支援の推進	1 ひとり親家庭への支援	3	0	3	0	0	0	9 0
	2 子どもの貧困対策							基本施策11-3の再掲
8 児童虐待防止対策の充実	1 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発						1	0
	2 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織体制強化	2	0	1	1	0	0	8 0
	3 支援の質の向上及び関係機関の連携強化						2	0
9 社会的養護体制の充実	1 家庭的養護の推進	5	1	2	1	0	1	0 0
	2 専門的なケアの充実、児童の自立支援						2	0
10 障害のある子どもへの支援の充実	1 障害の早期発見・早期療育の体制整備						2	0
	2 障害のある子どもへの教育・保育等の提供	0	0	0	0	0	0	基本施策1-6の再掲
	3 障害児支援の充実						1	0
11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	1 支援体制・支援内容の充実						4	0
	2 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援	2	0	2	0	0	0	8 0
	3 子どもの貧困対策						1	0
合 計		37	1	27	5	1	3	121 0

※新規・拡充事業における評価基準

- A:計画以上の成果があった（前倒し実施等） B:概ね計画どおり実施した
- C:計画どおり実施できなかった（遅れ等） D:未実施（休止・中止等）
- :評価対象なし

平成29年度

平成28年度

平成27年度

実施状況						
新規・拡充事業						取組内容
事業数	A	B	C	D	-	実施
9	1	6	1	1	0	3 0
						1 0
						20 1
						4 0
						8 0
1	0	1	0	0	0	10 0
						2 0
						1 0
7	0	5	0	2	0	2 0
						0 0
3	0	3	0	0	0	6 0
						2 0
1	0	1	0	0	0	11 0
						5 0
4	0	3	0	1	0	5 0
						2 0
3	0	3	0	0	0	9 0
						— —
2	0	2	0	0	0	1 0
						7 1
						2 0
5	0	1	1	0	3	0 0
						2 0
0	0	0	0	0	0	2 0
						— —
						1 0
2	0	2	0	0	0	4 0
						8 0
						1 0
37	1	27	2	4	3	119 2

統計・アンケート調査等から見える課題と今後の方向性

（1）少子化、年少人口減少を改善、解消するために！

これまでも、年少人口減少の解消に向けた取り組みを進めていますが、依然として少子高齢化を伴う人口減少が進み、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。【P1（1）①年少人口割合、②人口の将来推計、P2③児童数の推移：参照】

少子化が進む背景には、未婚化や晚婚化の進行等結婚に対する考え方、経済的な事情、ライフスタイルの多様化など様々な理由があげられます。【P2（1）④合計特殊出生率の推移、P3⑤母の年齢階級別出生数、⑥未婚率：参照】

また、少子化に伴って子ども達が集団で育つ環境が少なくなり、保護者自身多くの子ども達の中で育つ環境ではなかった場合が多く、家庭や地域において、子どもが育つ環境と育てる環境が孤立する傾向があると考えられます。【P4（2）①1世帯当たり人員の減少、②母子世帯、父子世帯の増加、P15（6）⑥放課後の過ごし方：参照】

本プランにおいては、これまで以上に安全で安心した子ども・子育て支援環境を整え、子育て世代やこれから子育てをする世代から、千葉市に住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を進める必要があります。

なお、少子化や年少人口減少を改善、解消するための視点については、全ての子ども・子育て支援の根幹であることから、全ての視点に共通する重要な考え方であり、現状のニーズを汲み取るだけでなく、今後望まれるニーズについても、積極的に取り入れることが重要です。

（2）仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）をかなえるために！

様々な統計や本市が実施した調査などから共働き家庭が増加している現状がわかりますが、国では今後さらに女性の就業率が高まる予想しています。【P5（3）①年齢別労働力率、②育児をしている女性の有業率、P6③保護者の就労状況：参照】

これまでも、仕事と子育ての両立支援として、国が進める育児休業制度の充実、本市においては、保育園等や放課後児童クラブの充実を進めていますが、依然としてニーズを十分に満たしているとは言えません。【P6（4）①家庭における育児や家事の役割分担に関する意識、P8③育児休業の取得状況、P11（6）①保育園等待機児童数及び入所待ち児童数、P16⑦放課後児童クラブの待機児童：参照】

「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月）」では、保育の受け皿確保等子育て環境の整備を進め、労働力を確保し一億総活躍社会の実現に向けた成長と分配の好循環のメカニズムが示され、さらに女性の就業率80%にも対応できる保育の受け皿確保を整備する「子育て安心プラン（平成29年6月）」や、「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）」が公表されました。

本プランでは、現在の就労状況だけでなく、潜在的なニーズも汲み取りながら、これまで以上の取り組みを進め、待機児童や小1の壁を解消できる施策を進めることが重要です。【P11（6）①保育園等待機児童数及び入所待ち児童数、P16⑦放課後児童クラブの待機児童：参照】

また、母親の就業率が高まる中、子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会などの理解も十分に進んでいないことから、子育てに関して母親が孤立し、ストレスを感じている場合が少なくありません。【P6（4）①家庭における育児や家事の役

割分担に関する意識、P8（5）子育てに対する不安や負担：参照】

本プランにおいては、仕事と子育てが両立できるまちの実現に向け、質が確保された保育園等や放課後児童クラブなどの充実のほか、家庭、職場、教育・保育施設、地域など、子ども・子育て支援に関わる全ての方々の理解のもと、母親の負担感や孤立感を和らげられるような施策を進める必要があります。

（3）子育てに対する不安や負担の軽減、子育てを楽しく思えるように！

ひとり親世帯の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等様々な理由から、子ども達が祖父母や地域の住民など多くの人と直接関わりながら育ち、成長することが難しい状況となっています。【P4（2）①1世態当たり人員の減少、②母子世帯数、父子世帯数の推移：参照】

また、子育てをしている親の世代でも、少子化が進む過程で育ち、自身に子どもができるまで、子どもと触れ合う経験が少ないまま親となり、子育てに戸惑いを感じことがあります。【P8（5）子育てに対する不安や負担：参照】

さらに、幼稚園や保育所等に未就園の子どもを持つ家庭では、父母のどちらかが子育ての時間がありながらも、日常的に協力してもらえる親族や相談できる場所の確保が難しい場合もあり、子育てが不安や負担に感じることが多くなる傾向にあります。【P6（4）①家庭における育児や家事の役割分担に関する意識、P7②安心して希望通り子どもが持てるようになるために必要なこと、P8（5）子育てに対する不安や負担：参照】

本来子育ては子どもの成長を感じ、その成長を楽しみながら行っていくものではありますが、不安や負担、孤立感を持ちながらの子育てでは、子育て家庭全体が沈滞しがちになり、社会全体に影響を及ぼします。

そのため、親子が気軽に集えるような場の提供や、子育てに対して悩みを抱えている場合の相談体制を充実するなど、子育て家庭の不安や負担を少しでも軽減する必要があります。

【P7（4）②安心して希望通り子どもが持てるようになるために必要なこと、P8（5）子育てに対する不安や負担：参照】

また、子育てに関しては家庭や地域での支え合いが第一に必要ですが、近年では幼稚園や保育園等への期待が高まっているとともに、妊娠期、出産期、子育て期といった一連の子育ての中で、きめ細やかな支援も求められています。

本プランでは家庭、地域、教育・保育施設等、学校、行政機関等あらゆる人たちが、子どもや子育て家庭に関わりを持ち、子どもの育ちを見守ることができる支援体制の充実を図るとともに、親が楽しく充実感を持ちながら子育てに向き合える環境づくりを進め、次に親になる世代に対しても子育てが楽しいと思われる施策を進める必要があります。

（4）多様な子育てニーズに対応するために！

本市の15歳未満の子どもは約118,304人（平成31年3月31日）で、その家庭の状況は様々であるため、求められているニーズも様々です。【P1（1）①年少人口割合、P7（4）②安心して希望通り子どもが持てるようになるために必要なこと：参照】

平成30年度に実施したアンケート調査の今後日常的に利用させたい幼稚園・保育施設等でも幅広い利用意向があることがわかります。特に0～2歳児の保育園等入所待ち児童が多くいます。また、子どもの病気やケガで幼稚園・保育施設等を利用できなかった家庭が7割を超えており、その時の対応として母親の6割強、父親の3割弱が仕事を休んでいます。【P11（6）①保育園等待機児童数及び入所待ち児童数、②保護者の就労状況と保育園等・幼稚園の利用希望、P12③今後日常的に利用させたい幼稚園・保育施設等、P13④子どもの病気やケガの際の対応：参照】

新規・拡充事業の進捗状況をみると「休日保育事業」の実施を予定していましたが、実施事業者の応募がなかったため実施できませんでした。【P33】

このように子ども・子育て支援のニーズについては、子どもや保護者の年齢、就業状況、家族構成などにより様々ですが、本プランではアンケート調査等から現在のニーズだけでなく潜在的なニーズを汲み取り、利用者に寄り添った施策を進める必要があります。

また、子育てニーズに対応した施策を進めるにあたり、周知が十分でないために施策が十分に知られていなかったり、利用に対する不安などから施策が利用されていない場合も見受けられるため、施策の周知についても、積極的に進める必要があります。

（5）特に支援を必要とする子どもやその家庭のために！

児童福祉法では、全ての子どもが適切に養育され、その生活が保障されながら心身の健やかな成長及び発達や自立が図られる権利を有しています。

本プランでは障害、疾病、虐待、貧困等により子どもが健やかに成長できる環境を確保できない場合において、それぞれの状況に応じた支援を進める必要があります。

① 児童虐待防止対策

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命を脅かす児童虐待の発生は依然として増え、近年においても悲惨な事件が後を絶ちません。このような中、昭和22年の制定時から見直されてこなかった児童福祉法の理念規定が見直され、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益が優先されること」、「より家庭に近い環境での養育が優先されること」が明記されました。【P17 (7) ①児童虐待通告対応件数の増加、②一時保護児童数の推移：参照】

このことを受け、本プランでは、関係機関等との連携を強化し、これまで以上に児童虐待の早期発見に努めるとともに、社会的養護が必要な子どもについても、できる限り家庭的な養育環境での支援を進めることが重要です。【P23 (7) ⑥社会的養護を要する児童数の状況、⑦施設の小規模化：参照】

また、児童虐待の発生そのものを予防できるような取り組みについても積極的に進める必要があります。

新規・拡充事業の進捗状況をみると「要保護児童対策及びDV防止地域協議会システムの導入】を予定していましたが、導入時期を児童相談所システム更新時の導入に合わせる方向で検討しているため延期となっています。

② 社会的養護体制の充実

社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を社会的に養育し「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」の理念で行われています。

本市の社会的養護を必要とする子どもは平成30年度末時点で「児童養護施設」109人、「里親」38人、「乳児院」14人、「ファミリーホーム」15人となっており、特に里親等委託率は30.1%で増加傾向にあります。

また、児童福祉法では国・地方公共団体の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等が明記され、施設の小規模化がすすめられています。【P23 (7) ⑥社会的養護を要する児童数の状況、⑦施設の小規模化：参照】

新規・拡充事業の進捗状況をみると「自立援助ホームの設置事業」は平成31年度中に1か所の設置を予定していましたが、平成30年12月には2か所目が開所しています。「児童養護施設の小規模化」は、目標達成の57%（74人）に対し46%（60人）ですが、令和元年度には、目標を達成する見込みとなっています。【P33】

③ 子どもの貧困対策

「千葉市子ども未来応援プラン」平成28年度調査によると「ひとり親家庭」「生活保護世帯」「就学援助世帯」「社会的養護」の保護者が必要とする支援は、「子どもの入学金や授業料が軽減されること」が79.8%で最も多く、次いで「塾や家庭教師のような学習支援」が52.0%となっています。【P22（7）⑤子どもの貧困：参照】

国が平成28年国民生活基礎調査をもとに発表した子どもの貧困率が13.9%とされ、前回の平成25年の16.3%に比べ改善したものの、依然として7人に1人の子どもが経済的に困窮していると言われています。【P21（7）⑤子どもの貧困：参照】

この状況は子ども達に責任があるものではなく、経済的な困窮を理由に、子どもの教育機会が失われたり、健康が損なわれることはあってはなりません。

そのため、本プランでは、今回の調査結果等を踏まえ、必要な支援を進める必要があります。

④ 障害児施策の推進

発達の遅れや障害のある子ども、医療的なケアが必要な子どもが増えている中で、本プランでは、障害の有無に関わらず、子ども達が持つ能力や可能性を最大限に発揮しながら共に育ち合えるよう、社会全体で支える環境づくりを進める必要があります。【P14（6）⑤障害児の教育・保育施設等の利用状況、P18（7）③障害のある児童の増加：参照】

また、病気や障害等の早期発見・早期治療・療育の取組みを行い、子どものライフステージに沿って関係機関が連携した支援をすることが重要です。

新規・拡充事業の進捗状況をみると「障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置」を予定していましたが、教育委員会において特別な支援を要する子どもに関わる関係機関等のネットワーク構築、相談支援体制等を検討する「特別支援連携会議」が設置されたため、未実施となっています。【P33】

⑤ ひとり親家庭の自立支援

本市のひとり親家庭の割合は、平成27年国勢調査で母子家庭が5,325世帯、父子家庭が722世帯でいずれも増加傾向にあります。【P4（2）②母子世帯数、父子世帯数の推移：参照】

令和元年度に実施した「ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート」結果をみると、現在の生活においての悩みは「経済的に苦しい」が約6割、「子どもの教育のこと」が4割で多くなっています。また、就労形態は「正社員、正規職員」が35.2%、「パート、アルバイト」が34.2%で多くなっていますが「働いていない」と回答した保護者が8.5%おり、その理由は「自分が働ける健康状態ではなかった」が4割を占めています。【P19、P20（7）④ひとり親家庭の状況：参照】

市が優先的に取り組むべき支援策は「住宅面での支援」「お子さんの学習支援」が共に4割と多くなっています。

ひとり親家庭では、経済面だけでなく生活の中に多くの不安を抱えながら子育てをしている場合が多く、子どもだけでなく保護者への支援も重要となります。【P8、P9、P10】

(5) 子育てに対する不安や負担、：参照】

本プランでは、ひとり親家庭が十分な子育てができるような支援を行うとともに、子育てをしながら自立できるような支援を進める必要があります。

⑥ 外国につながる幼児への支援・配慮

子ども・子育て支援法の基本指針の改正（令和元年9月10日官報）が行われ、「外国につながる幼児への支援・配慮」が追加されました。

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこととなっています。

本プランでは、外国につながる幼児及び保護者へ十分な子育てができるような支援を行う必要があります。

（6）子どもや若者が健やかに成長するために！

子どもが成長するに応じて、特に青少年の場合には、青少年自身が多感な時期であり、生活範囲が広くなることから、自身の勉強や将来、クラブ活動、友達等特有の悩みを抱えています。【P24（8）①子どもの社会参画、P27③子どもの居場所：参照】

また、様々な危険から身を守る力が十分でないため、外部要因の影響を受けやすい危うさがある一方で、青少年期における経験は、人格の形成に大きな影響を及ぼし、年齢や境遇を異にする人との交流は、自らの視野を広げ人間性豊かな成長につながり、さらに地域での見守りや適切な相談者の存在は、身近に潜む危険から子どもを守り、不安の解消と健全な成長を支えることになります。【P26（8）②体験活動への参加、P29④こども・若者の安全の確保、P31⑤ソーシャルメディアの若者への普及：参照】

本プランでは、子どもや若者が将来に希望を持ち、自身でたくましく健やかに育つ力を持つような環境づくりを家庭、地域、事業者、行政等が一体となって積極的に進める必要があります。

新規・拡充事業の進捗状況をみると「こども・若者サミット」が本市を含め9市区が参加し実施されています。今後も子どもたちも社会の担い手であるという意識を持ち社会参画することを推進するため継続していきます。

また「こどものまち CBT」は”まち”的のお店や会社で働き、疑似社会体験をする中で協働作業や協議による課題解決を通して社会へ参加することを学ぶプログラムです。中央区、若葉区、緑区では開催しましたが、花見川区、美浜区、稲毛区においては開催する団体がなかったため未実施となっています。【P33】